

みんなで考えよう！ 公共施設のこれから

公共施設の老朽化とその対応が、全国で課題となっています。

新潟市でも、人口増加の著しかった昭和50年代に整備された建物を中心に、今後、一斉に修繕や建て替えが必要な時期が到来します。

…どうなる？ 新潟市の公共施設！

市の公共施設には、公民館、コミュニティセンター、図書館、文化施設、スポーツ施設、子育て支援施設、高齢者支援施設、学校、市役所、区役所、出張所など、さまざまな種類があります。



©新潟市

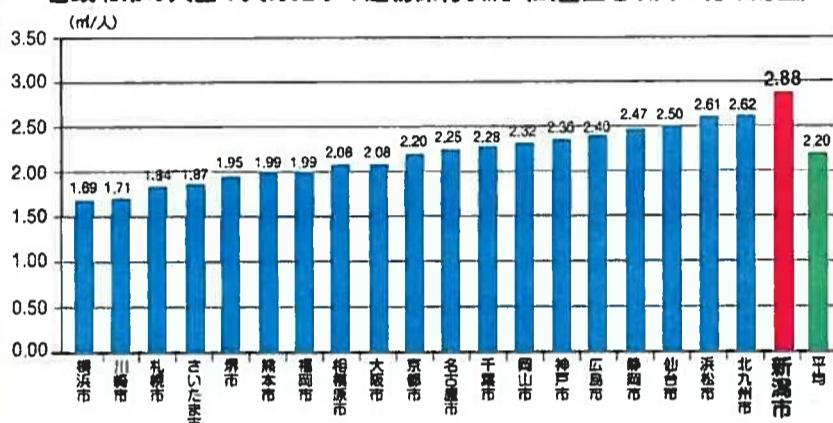
（発行者）新潟市財務部 財産活用課
〒951-8131 新潟市中央区白山浦1丁目613番地69
新潟市開発公社会館2階
<http://www.city.niigata.lg.jp/>
平成27年5月発行

新潟市の公共施設をめぐる状況は…

政令市で最大の施設面積を保有しています

公営住宅を除いた市民1人あたりの市の施設面積で比較すると、新潟市は2.88m²となり、政令市の中で最も多くなっています。

各政令市の人1人あたりの建物保有状況（公営住宅以外の行政財産）

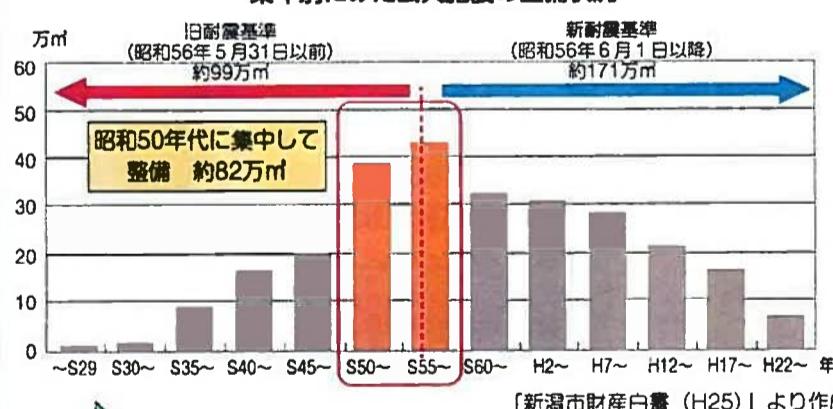


市が持っている施設の面積は、市民1人あたりでは新潟市が政令市の中で一番多いのね！

今後、一斉に修繕や建て替えの時期が到来することが予測されます

現在使われている公共施設は、人口増加が著しかった昭和50年代に整備されたものが多く、老朽化による修繕や建て替えの時期が一斉に到来することが見込まれます。

築年別にみた公共施設の整備状況



同じ時期に建てた建物は一斉に古くなるからね。修理や建て替えの費用もかさんでくるね…

「新潟市財産白書」

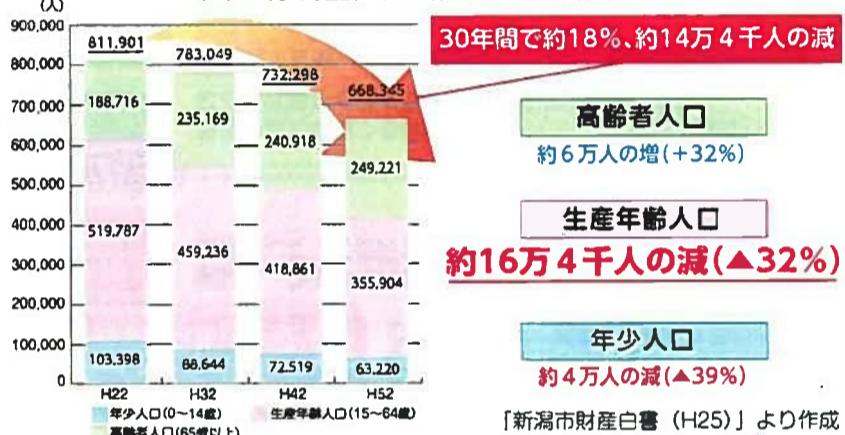
新潟市が保有する土地や公共施設、インフラ資産といった財産の利用やコスト、老朽化などの現状をありのままに示した資料です。平成25年度版につづき、改訂版である平成26年度版をこじし3月に発行しています。市ホームページでご覧いただけます。また、購入も可能です。<http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/zaisan/hakusyo25.html>

将来の人口減少と世代構成の変化への対応が求められています

新潟市では、平成22年から平成52年までの30年間に、およそ14万4千人の人口減少が予測されています。とりわけ、勤労世代である生産年齢人口（15歳から64歳）の減少が著しいため、将来の税収増加の見込みは厳しいものとなっています。

また、年少人口（15歳未満）も約4割減少するため、まちのありようの変化に伴い、公共施設に求められる機能も変わっていくことが想されます。

本市の将来推計人口（総数・3区分構成）



人口が減るだけじゃなくて、世代構成も大きく変わるから、施設の使われ方も変わってくるね！



すべての施設を維持することは困難な状況です

現在の公共施設を、たとえ長持ち（長寿命化）させたとしても、今後、修繕や建て替えなどの費用が不足することが予想されています。将来の税収増加の見込みが厳しいなかで、今ある施設の全てを今後も同じように維持することは難しい状況です。

公共施設の将来更新費用と近年平均更新費用の比較

シナリオ	今後50年間の必要額	年平均の必要額①	H17~24年平均額②※	年平均不足額①-②
標準 建替周期60年	1兆2,233億円	245億円	121億円	▲124億円
長寿命化 建替周期80年	8,988億円	180億円		▲59億円

※平成17年度から平成24年度までの市の公共施設に関する投資の経費実績平均額（合併建設計画分を除く）
「新潟市財産白書（H25）」より作成

修理や建て替えのお金が足りなくなるなんて…。これからどうやりくりしたらいいのかな？？



裏面につづきます！



これからどうするの？新潟市の公共施設



市民の皆さんはどう思っていますか？

公共施設に対する市民の考え方を知るために、市では平成26年に「公共施設に関する市民アンケート」を実施しました。

5,276件の回答をまとめた結果、公共施設の合理的な整備・利活用への期待や、市の施設の代わりに民間施設を利用してもよいという考え方の割合が比較的高いことなどがわかりました。

皆さんやりくり上手！
知恵と工夫で公共施設の
ピンチを乗り越えよう
と考えているんだね！

公共施設は今後どうあるべきか？

より合理的な管理・運営を支持する回答が多く見られます。



「新潟市財産白書（H26）」より作成

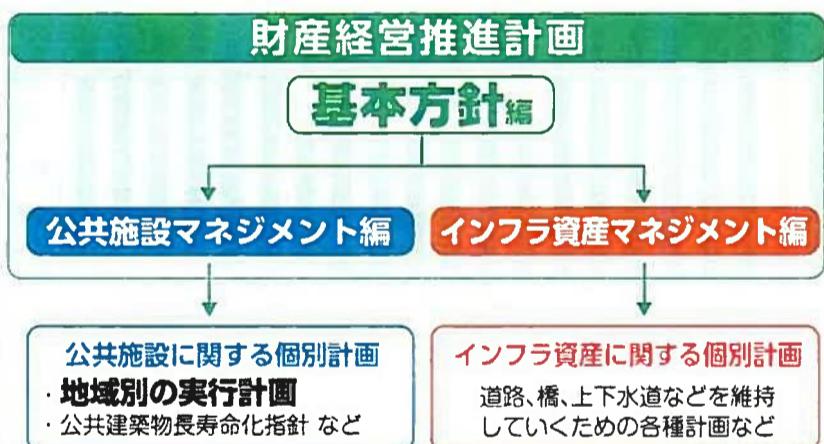
平成26年に実施した公共施設に関するアンケートの結果は、市ホームページでご覧いただけます。
http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/zaisan/enq_kekka.html

「新潟市財産経営推進計画」を策定します

新潟市では、市の公共施設や、道路、橋、上下水道などのインフラ資産について、今後の管理を安全かつ合理的に進めていくために「新潟市財産経営推進計画」を策定します。

財産経営とは、市有財産を効率的に管理・利活用する取り組みのことを指します。

この計画は、財産経営を進めるにあたっての課題整理や、基本的な考え方（→右欄）、計画の推進体制、市民との意識共有といった本市の財産経営の考え方を示した「基本方針編」と、公共施設についての取り組みの進め方を示した「公共施設マネジメント編」、インフラ資産について同様に示した「インフラ資産マネジメント編」からなるものです。



基本的な考え方

公共施設の基本方針

総量削減

人口減少や厳しい財政状況などを踏まえ、施設にかかる費用の削減や、需要に見合った施設規模での更新・集約化・統廃合による施設の見直しなどを行います。

サービス機能の維持

単一目的の施設から多機能化・複合化施設への転換を図り、施設規模は縮小しても、スペースの有効活用などによりサービス機能を可能な限り維持します。

インフラ資産の基本方針

メンテナンスサイクルに基づく計画的・効率的な維持管理・更新

定期的な点検・診断と対策、記録のしくみを構築します。また、浄水場などは更新時期に合わせ、需要減に対応した縮小を図ります。

既存施設の長寿命化

安全性・経済性を確保しつつ、施設の長寿命化を図ることで、将来にわたって良好な状態で維持継承します。

4つの柱

施設の最適化

既存施設の転用や多機能化・複合化、民間施設や民間サービスによる代替などにより、施設の最適化を進めます。

施設の長寿命化

定期的な点検・診断・保全などにより、施設の長寿命化を図ります。

歳出の削減

現状や将来需要に見合うように、施設規模の見直しや管理・運営の効率化などによりコスト削減に努めます。

歳入の確保

施設跡地など不要となった財産は、売却・貸付するなど歳入の確保に努めます。

財産経営推進計画基本方針編（案）について意見を募集します

6月8日（月）まで、市民の皆さんから意見募集（パブリックコメント）を実施しています。計画の案は、市ホームページでご覧いただけるほか、市役所本庁・各区役所・各出張所・ほんぽーと中央図書館で閲覧できます。

「地域別の実行計画」とは

計画では、公共施設の将来のあり方を、中学校区を基本単位とした地域ごとに、地域の皆さんと協働して策定することとしています。

策定作業は、市のさまざまな公共施設の種別ごとの検討課題や、地域ごとの人口、公共施設の状況などの現状をふまえた上で、地域の皆さんと市とで意見を交わしながら進めます。

実行計画づくりは、学校の統合や公共施設の建て替えの検討などをを行う地域から順次進めるため、すべての地域で一斉にはじまるものではありませんが、策定作業の経過は市民フォーラムなどで広く周知し、情報共有を図ります。

詳しくは市財産活用課へお尋ねください。
(電話:025-226-2387 E-mail:zaisan@city.niigata.lg.jp)

地域でワークショップを開催します

地域の公共施設見直しにあたっては、地域の皆さんの方の考え方や知恵が必要です。



皆さんと市と一緒に検討を進めため、順次、地域でワークショップなどを開催していきます。

市民フォーラムで取り組みを共有します

将来の公共施設のあり方にについて、講演やパネルディスカッションで知識を深め、地域ワークショップの成果などを広く共有するために、市民フォーラムの開催を予定しています。

時期・会場など詳細については、決まり次第、市報にいがたや市ホームページなどでお知らせします。

みんなで考えよう！公共施設のこれから



新潟市財産経営推進計画 基本方針編

(案)

平成27年5月
新潟市

【目 次】

はじめに	1
第1章 財産経営の課題	3
1-1 将来推計人口	3
1-2 公共施設等を取巻く財政状況	3
1-3 公共施設等の現況と将来推計	4
(1) 公共施設	4
(2) インフラ資産	5
第2章 財産経営の基本的な考え方	6
2-1 基本方針	6
2-2 財産経営の4本柱	7
(1) 施設の最適化（施設の有効活用）	7
(2) 施設の長寿命化	8
(3) 歳出の削減	8
(4) 歳入の確保	8
2-3 計画期間	9
2-4 数値目標	9
2-5 財産経営推進計画の位置づけ	10
第3章 推進体制	12
3-1 財産経営推進本部	12
3-2 部会	12
(1) 公共施設部会	12
(2) インフラ資産部会	12
3-3 職員の育成等	12
第4章 推進方策	13
4-1 市民ニーズや施設状況の把握と課題の整理	13
4-2 個別計画の策定	13
4-3 市民との意識共有	14
4-4 外部からの視点による検討	14

はじめに

本市は平成 17 年の広域合併を経て、平成 19 年に本州日本海側初の政令指定都市となり、約 81 万人の市民が暮らしています。

本市のコミュニティ施設や文化施設、学校教育施設などの公共施設や、道路、橋りょう、公園、上水道、下水道などのインフラ資産は高度経済成長期に整備が進められ、その後も人口の増加や市民ニーズなどに対応して整備を進めてきました。しかし、多くの地方自治体と同様に、本市も急激な人口減少、少子・超高齢社会を迎えており、これまで整備されてきた公共施設やインフラ資産（以下「公共施設等」という。）の老朽化や人口減少等による利用需要の変化などが予想されます。

本市では、平成 26 年 3 月に、「新潟市財産白書」をまとめ、人口推計、財政状況、公共施設等の保有状況、施設の将来更新費用、利用やコスト、老朽化の状況などの現状と課題を公表しました。

公共施設については、本市の市民 1 人あたりの保有面積（公営住宅除く）が、政令市最大であり、昭和 50 年代に整備された施設が多いことから、今後は、耐用年数の超過や老朽化により維持修繕・更新費用の増加が見込まれています。さらに、少子高齢化の進展による社会保障費の増大や労働人口の減少などに伴い、今後も厳しい財政状況が予想され、既存の施設を現状の規模で維持修繕・更新することは困難な状況です。

また、インフラ資産についても、広域合併により施設数が増加した状況の中で、高度経済成長期より整備が進められてきたものが多いことから、今後、整備後 50 年を超える施設が増加することが確実であり、これら施設の機能保持のための維持修繕・更新費用の増加が見込まれています。

このような厳しい状況の中、公共施設等を今後どのように維持していくかが課題となっており、そのあり方も含め、効率的な管理・利活用など経営的な視点に基づく取り組みが必要不可欠です。

この課題に対応するため、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」では、本市の行政運営の方針の一つに、公共施設等の「市有財産の効率的な管理・利活用の手法として、ファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営を推進します。」と掲げています。また、田園と都市が織りなす、環境健康都市の実現に向け「多くの人が集い、楽しくなる施設という視点で進めるファシリティマネジメントと、公共交通のつながりを重視し、行きやすく、楽しく、元気になれる場づくりを進めま

す。」とうたわれています。なお、財産経営の推進は、新潟市行政改革プラン2015の重点改革項目としています。

また、平成26年4月には国から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定にあたっての指針が示されました。

これらを踏まえ、本市の公共施設やインフラ資産などの課題に対する計画的な取り組みを進めるための基本的な考え方を示した「新潟市財産経営推進計画 基本方針編」を策定しました。今後はこの考え方に基づき財産経営を推進していきます。

第1章 財産経営の課題

1-1 将来推計人口

平成 22 年現在の 811,901 人から 30 年後の平成 52 年には 67 万人を割り込み約 14 万 4 千人（18%）減少すると見込まれています。

高齢者は約 6 万人（32%）増加し、生産年齢人口は約 16 万 4 千人（32%）、年少人口は約 4 万人（39%）減少します。

地域により増減は大きく異なり、市民の暮らしや地域社会が大きく変貌することも考えられます。

表 1-1 本市の将来推計人口(総数・3 区分構成)

	平成 22 年(構成比)	平成 52 年(構成比)	増減(増減率)
市全体	811,901 人 (100%)	668,345 人 (100%)	▲143,556 人 (▲18%)
高齢者(65 歳以上)	188,716 人 (23%)	249,221 人 (37%)	60,505 人 (32%)
生産年齢(15~64 歳)	519,787 人 (64%)	355,904 人 (53%)	▲163,883 人 (▲32%)
年少(14 歳以下)	103,398 人 (13%)	63,220 人 (10%)	▲40,178 人 (▲39%)

資料：日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、平成 25 年 3 月)をもとに作成

- 高齢者人口増加率最大は江南区（44%増）
- 生産年齢人口減少率最大は西蒲区（49%減）
- 年少人口減少率最大は西蒲区（57%減）

1-2 公共施設等を取巻く財政状況

◆ 歳入・歳出の推移等

- 市の歳入では、平成 18 年度以降、市税の伸びがほぼ横ばいとなっています。
- 市の歳出では、平成 18 年度以降、人件費は減少しているものの、扶助費（福祉関係経費）が増加し続けています。
- 市の基金残高（貯金）は減少し、市債残高（借金）は増加しています。

◆ 長期的な見通し

- 高齢者人口の増加等により扶助費が増加することや、人口減少に伴い市税の大幅な增收が困難になることなどにより、厳しい財政状況が続くものと予想され、今後、増加が見込まれる公共施設等の老朽化による維持修繕・更新費用の不足が懸念されます。

※ 1-1 及び 1-2 については新潟市財産白書（平成 26 年 3 月）より抜粋

1-3 公共施設等の現況と将来推計

(1) 公共施設

市の建築物の総床面積は約270万m²で、市民1人あたりの保有面積は3.26m²となっています。政令市平均の3.23m²とほぼ同じですが、市営住宅を除いた市民1人あたりの保有面積は2.82m²で、政令市で最大となります（政令市平均2.23m²）。なお、学校、行政庁舎の市民1人あたりの保有面積も政令市最大となっています。（H23公共施設状況調査より）

また、建築年代別にみると、約3割が昭和50年代に整備されています。全ての施設について、標準的な周期での建て替えや改修を行うには、今後、50年間で約1兆2千億円（年平均約245億円）が必要となり、長寿命化を進めたとしても約9千億円（年平均約180億円）が必要と推計されます。

図 1-1 築年別にみた公共施設の整備状況

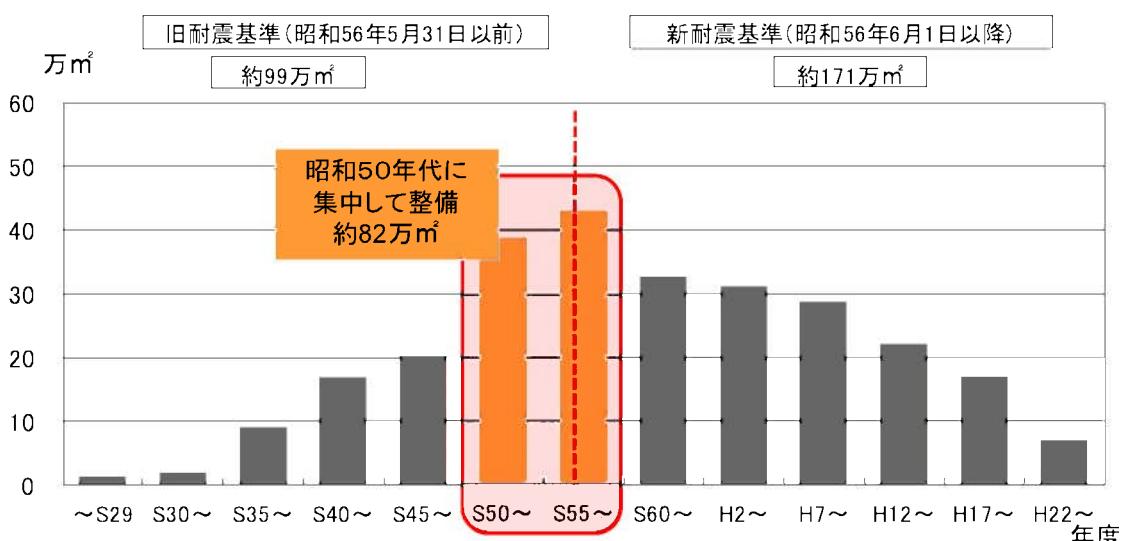


表 1-2 公共施設の将来更新費用と近年平均更新費用の比較

シナリオ	今後 50 年間の 必要額	年平均の 必要額 ①	H17～24 年平均額 ^{※1} ②	年平均 不足額 ① - ②
標準建替周期 60 年	1兆 2,233 億円	245 億円	121 億円	124 億円
長寿命化建替周期 80 年	8,988 億円	180 億円		59 億円

※1 公共施設に係る投資的経費実績（平成 17～24 年度平均）（合併建設計画分を除く）

また、財産白書では、人件費を含めた市の支出が、年間約921億円かかり、収入約57億円を差し引いても、年間約864億円の費用が、公共サービスの提供に

※ 1-3 (1) については新潟市財産白書（平成 26 年 3 月）より抜粋

かかっていることが明らかとなりました。人件費を除いた施設の維持管理や事業運営にかかった経費だけ見れば市の支出は年間約155億円、収入約56億円を差し引くと年間約99億円の支出となっており、公共施設にかかる経費には、建て替え、改修などの費用だけではなく、人件費や維持管理など管理・運営にかかる経費もあります。

今後の人口減少社会などを考慮すると、今ある施設を全て健全な状態で維持修繕・更新することは、現実的には極めて困難です。

(2) インフラ資産

本市の道路、橋りょう、公園、上水道、下水道などのインフラ資産は、高度経済成長期頃より整備が進められてきたものが多いことから、今後、整備後50年を越える橋りょうや、耐用年数が50年程度とされている下水管渠などの老朽化が進行し、これら施設の機能保持のための維持管理・更新費用の増加が見込まれています。

表 1-3 インフラ資産の施設規模、維持管理・更新費用の現況と将来推計

種別	現況			将来推計
	単位	施設規模 H25 年度末	H21～25 年平均額	
道 路	延長	6,815km	44 億円	67 億円
橋りょう	本数	4,062 橋	27 億円	53 億円
公 園	面積	821ha	16 億円	18 億円
上水道	管路	延長 4,241km	72 億円	85 億円 ^{※1}
	浄水場	施設 6 施設 ^{※2}		
下水道	管路	延長 3,438km	51 億円	123 億円
	処理場	施設 4 施設		
	ポンプ場	施設 49 施設		

※1 上水道は、新・新潟市水道事業中長期経営計画の計画期間（H27～36年度：10年間）における管路及び浄水場等の施設及び設備の計画的な更新に見込まれる年平均額

※2 H26 年度末見込み値

第2章 財産経営の基本的な考え方

2-1 基本方針

人口減少、厳しい財政状況、膨大な施設更新費用などの課題に対応するため、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」の行政運営の方針に掲げられているファシリティマネジメントの考え方に基づいた財産経営を推進するため、次の基本方針により公共施設等を効率的に管理・利活用し、持続可能なまちづくりを進めます。

【基本方針】

1. 公共施設

総量削減

- ・人口減少、厳しい財政状況等を踏まえ、公共施設の維持修繕・更新費用や管理・運営費用の削減を目指します。
- ・人口動態や施設の利用状況などを踏まえ、需要に見合った施設規模で更新などを行います。
- ・必要に応じて、集約化や統廃合などを検討し、施設の見直しを進めています。

サービス機能の維持

- ・単一目的の施設から多機能化・複合化施設などへの転換を図り、施設規模は縮小しても、同一スペースを様々な用途に活用することなどにより、サービス機能をできるだけ維持するように努めます。

2. インフラ資産

メンテナンスサイクルに基づく計画的・効率的な維持管理・更新

- ・定期的な点検・診断により、施設の状態を的確に把握し、必要な対策を講じ、記録を残すメンテナンスサイクルを構築します。
- ・人口減少などに伴う需要減に応じて、上水道の浄水場などは施設能力の縮小が可能な場合は、更新時期などに合わせ縮小します。

既存施設の長寿命化

- ・利用者や第三者への安全性を確保しつつ、ライフサイクルコストの最小化と事業費の平準化を考慮しながら、既存施設の長寿命化を図り、将来にわたり良好な状態で維持継承します。

2-2 財産経営の4本柱

基本方針を推進するため、次の4つを財産経営の柱とします。

(1) 施設の最適化（施設の有効活用）

公共施設は、総量削減とサービス機能の維持という、相反する方針を推進するため、施設の有効活用の最大化を図る最適化を進めます。そのため、施設の利用状況などからサービス機能の必要性の検討や余裕スペースの活用など施設のあり方の見直しを進めます。また、新築や増改築は、その後の管理・運営費などの財政負担を増大させることから慎重な判断が必要であり、比較的負担の少ない既存施設の転用など今ある施設の有効利用を図ります。建て替えにあたっては、多機能化・複合化などを図り、管理・運営の一元化、効率化などを進めます。

また、提供しているサービスが市の施設を維持しなければ提供不可能なものであるか（ソフト事業による代替可能性、民間施設や民間サービスによる代替可能性など）といった視点から施設の必要性について検討します。

施設の集約化や統廃合などを行うにあたっては、跡地活用の方針（原則として売却）を決めてから進めます。

インフラ資産は、それぞれ設置された場所で効用を発揮することから、公共施設のように集約化や統廃合を行うことが困難です。このため、既存のインフラ資産については、現状の機能を継続的に発揮させることを基本とします。

新規整備にあたっては、財政状況や人口減少等の社会構造の変化、施設の整備による効能や将来的に見込まれる管理費などを考慮しながら、その整備の是非や規模を慎重に判断し、投資効果の高い事業に集中的に投資します。

また、人口減少などに伴う需要減に応じて、上水道の浄水場など施設能力の縮小が可能な場合は、更新時期などに合わせた縮小に取り組みます。

公共施設等について、国・県・隣接市町村の施設などとの共用などにより、効率的な管理・運営が可能な場合は連携について検討します。

(2) 施設の長寿命化

公共施設、インフラ資産とともに、点検・診断により施設の状態を把握し、維持管理記録の蓄積や劣化予測を行い、適切な時期に対策を講じるメンテナンスサイクルの構築を進めるとともに、施設の特性に応じて、「予防保全」、「事後保全」の手法を適切に使い分け、長寿命化を図ります。

また、必要な耐震化を進めるとともに、点検・診断などにより危険性が認められた場合は、状況に応じて市民の安全確保策を講じ、改修費用や利用見込みなどを勘案し、改修の是非を慎重に判断します。

危険性の高い施設や利用需要の低迷などにより廃止した施設については、除却を進めるなど市民の安全確保を図ります。

(3) 歳出の削減

公共施設等は、更新や統廃合などの際に、現状や将来の利用需要に見合うように施設規模を見直すとともに、ライフサイクルコストを考慮し、初期投資だけでなく、管理・運営の効率化などコストの削減に努めます。

また、既存の公共施設等を活用していく際は、効率的な維持修繕・更新などにより、コストの削減や平準化に努めます。

公共施設等の民営化や民間委託、指定管理の導入検討及び複数施設、複数機能の管理・運営の一元化による効率化など、ソフト事業も含めた管理・運営方法の検討を進め、コスト削減に努めます。

また、固定資産を管理するための帳簿である固定資産台帳の効率的な公共施設等の維持・更新への活用についても検討していきます。

(4) 歳入の確保

未利用資産の売却や貸付、国からの補助金など財政支援の活用、使用料の見直しなど市の歳入を増やす方策を検討していきます。

また、公共施設等の集約化や統廃合などを行う際に生じる跡地は、原則売却し、財源の確保に努めます。市街化調整区域など売却が困難な跡地は、貸付などを検討し、歳入の確保に努めます。

公共施設等の未利用スペースや遊休地などの未利用資産は、民間事業者への貸付など、財産の有効活用による歳入確保に努めます。(自動販売機の設置や時間貸駐車場による貸付収入など)

2-3 計画期間

人口推計に合わせた平成 52 年度までを基本とします。

道路や橋りょう、公園、上水道、下水道などのインフラ資産は、施設の特性により維持管理手法や更新サイクルが異なることから、個別計画によるものとしますが、10 年以上を基本とします。

なお、本市の公共施設等の状況や社会情勢の変化、財産経営の進捗状況などによって必要に応じて適宜見直しするものとします。

2-4 数値目標

国の公共施設等総合管理計画の策定指針では、計画期間における公共施設等の数や総床面積に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できる限り数値目標を定めることが望ましいとされています。しかしながら、現在、市の公共施設総床面積の半分近くを学校が占めており、その統廃合や多機能化・複合化などは地域合意を前提としていることから、短期間での削減は困難です。また、学校に限らずその他の用途の施設においても、削減は簡単ではありません。地域の主要な施設の統廃合や建て替え時期までの間は、その周辺施設は保全やリースなどによる対応を図りながら取り組みを進めていくことも考えられます。公共施設の総量削減を進めるにあたっては、全市的な少子・超高齢化により求められるサービスの変化や、地域ごとに異なる将来人口、施設の配置状況など、様々な要因を考慮する必要があります。このため、数値目標については、今後、計画を進めいく中で検討していきます。

また、各インフラ資産はそれぞれ施設特性が多様であり、講じる対策もそれぞれ異なることから、資産別に個別計画を策定する中でトータルコストの削減や平準化について検討していきます。

2-5 財産経営推進計画の位置づけ

財産経営推進計画は、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」と共通の視点により、その取り組みを進めます。また、内容が多岐に渡ることから、財産経営の基本的な考え方を示した「基本方針編」と、これを受け、公共施設とインフラ資産それぞれの経営的な視点による考え方を示した「マネジメント編」を包含する集合体とします。（図2-1参照）なお、適宜、「財産白書」により公共施設等の保有状況をはじめ、利用やコスト、老朽化の状況、将来の見通しなどを把握・分析します。

また、財産経営推進計画は、国の「公共施設等総合管理計画」に相当するものとし、これに基づく個別計画は個々で策定します。

1. 基本方針編

- ・ 課題整理 将来推計人口、財政状況、公共施設等の更新費用
- ・ 基本的な考え方 公共施設、インフラ資産の基本方針、財産経営の4本柱
- ・ 推進体制 推進本部、部会、職員の育成等
- ・ 推進方策 市民ニーズや施設状況の把握と課題の整理、個別計画の策定、市民との意識共有 など

2. 公共施設マネジメント編

- ・ 公共施設の基本方針
- ・ 市民意見と意識共有、機能重視、計画的な保全、歳入確保
- ・ 施設運営における検討課題（用途別）
- ・ 地域別の課題整理、検討方法、施設最適化の考え方、ケーススタディ
- ・ 個別計画（地域別の実行計画等）、地域住民との意識共有、協働 など

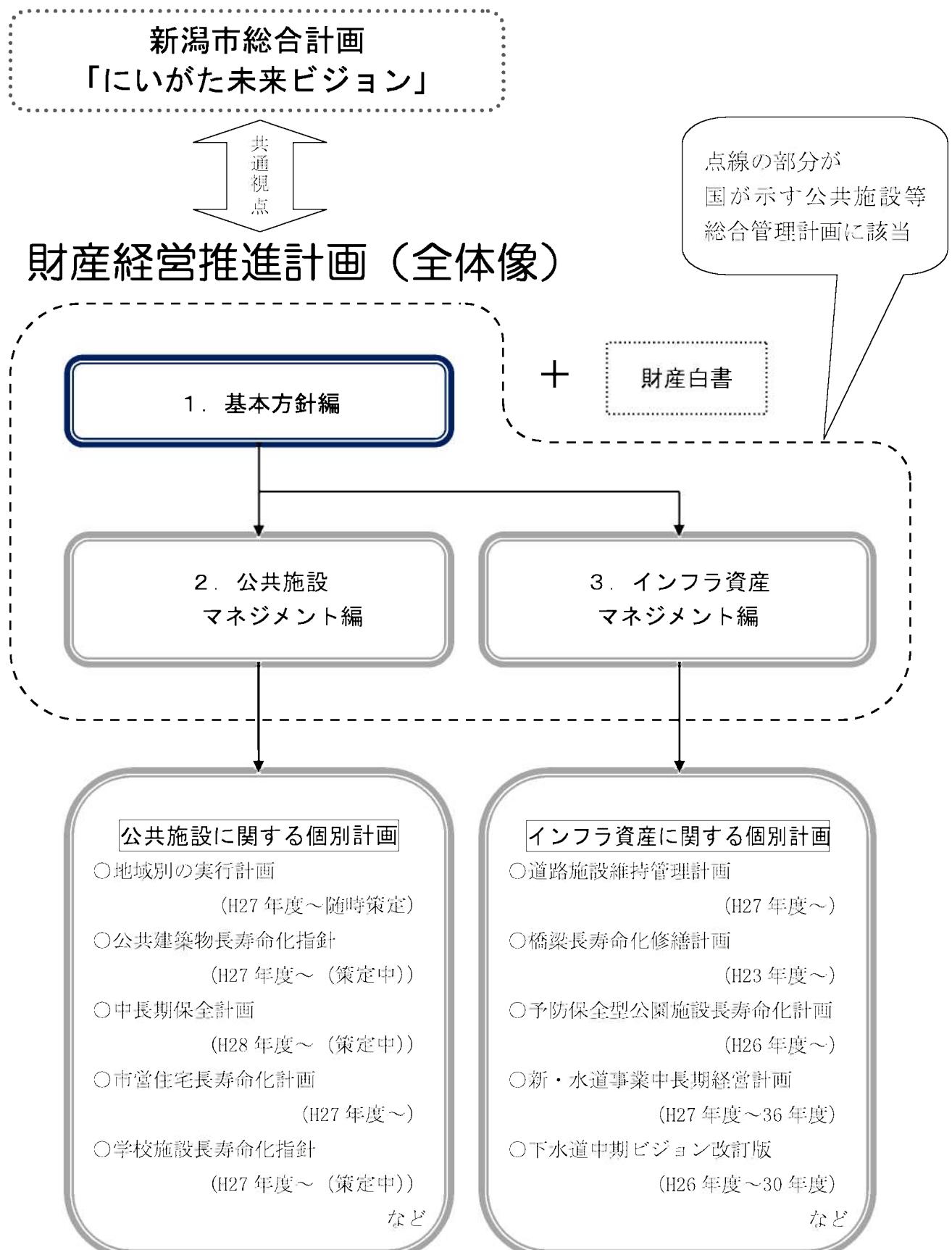
3. インフラ資産マネジメント編

- ・ 道路、橋りょう、公園、上下水道等の維持管理の基本方針
- ・ 各施設の概要（規模、状況）
- ・ 施設の特性に応じた計画的・効率的な維持管理と修繕及び更新
- ・ ライフサイクルコストの最小化を踏まえた長寿命化
- ・ 今後の取り組み など

財産白書（定期的に把握）

- ・ 将来推計人口（総人口、年齢3区分構成別）、財政状況
- ・ 公共施設等の保有状況（固定資産台帳の活用）
- ・ 更新費用、人件費を含む施設の収支と利用コスト
- ・ 利用状況とコスト（用途別、地域別）、老朽化状況 など

図 2-1 新潟市総合計画と財産経営推進計画、公共施設等総合管理計画等の位置づけ



第3章 推進体制

3-1 財産経営推進本部

財産経営は、様々な公共施設やインフラ資産などに関係があることから、組織横断的に推進する必要があります。このため、市長をトップとする新潟市財産経営推進本部を設置し、全体的な方針の決定や進捗状況の確認などを行い、情報の共有を図ります。

(平成 26 年 3 月設置)

- ・ 本 部 長 市長
- ・ 副本部長 副市長、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者
- ・ 本 部 員 庁議メンバー
- ・ 事 務 局 財産活用課

3-2 部会

資産別の計画提案、検討、調査及び調整などを図るため、本部組織の下に、公共施設部会、インフラ資産部会を設置します。

推進にあたっては、計画、実行、評価、改善の目標管理サイクル（PDCA サイクル）を活用して、計画の進行管理を行います。

(1) 公共施設部会

- ・ 部会長 財産活用担当部長
- ・ 部会員 財産活用担当部長、地域・魅力創造部長、市民生活部長、建築部長、財務部長、教育次長、（必要に応じて部区長等）
- ・ 事務局 財産活用課

(2) インフラ資産部会

- ・ 部会長 技監
- ・ 部会員 技監、土木部長、下水道部長、水道局総務部長、（必要に応じて部区長等）
- ・ 事務局 土木総務課

3-3 職員の育成等

財産経営に関する多岐にわたる業務を推進するにあたって、職員一人ひとりが、従来の縦割りによる管理・運営から、経営的視点を持って全体の最適化を目指す戦略的取り組みが必要です。そのため、トップマネジメント研修や担当職員の研修などを実施し、職員の知識や技術力の向上、経験の蓄積などに努めます。

第4章 推進方策

財産経営の推進は、内容が多岐にわたることから、具体的な取り組みを実施していくための個別計画により進めています。個別計画の策定にあたっては、以下の点に留意しながら進めています。

4-1 市民ニーズや施設状況の把握と課題の整理

公共施設が提供している各種のサービスを、市民が市の施設の利用で得ているのか、他の形態で得ているのかなどサービスの利用実態や、施設の利用やコスト、老朽化の状況などを把握し、課題を整理します。

インフラ資産は、資産ごとの性格に応じて、老朽化状況などを把握し、課題を整理します。

4-2 個別計画の策定

公共施設は、施設の利用状況や市民の意向、利用圏域などの特性を考慮しつつ、サービス機能を維持しながら、施設の総量削減を図るための個別計画として地域別の実行計画を策定します。

公共施設、インフラ資産とも施設や資産の性格に応じて、適切な保全や長寿命化などを図るための個別計画を策定します。

個別計画の策定にあたっては、交通アクセスや土地利用などまちづくりの視点も含めながら検討します。

4-3 市民との意識共有

(1) 情報公開

財産経営の推進にあたっては、本計画をはじめ、市が抱える課題、サービス利用の実態などを広く市民に周知するための情報公開を進めます。

(2) 地域（市民）との意識共有、協働

区自治協議会などへの説明や出前講座、市ホームページや市報などにより、市が抱える現状や課題をわかりやすく示し、情報提供や意見交換を行うなど、市民との意識共有を図ります。

特に、公共施設の統廃合、建て替えに伴う多機能化・複合化などについては、地域と十分な意見交換を図りながら進めていきます。

財産経営の取り組みは、市民との協働により進めます。

(3) 市民意見を考慮した検討

公共施設等を利用している市民、利用していない市民などできるだけ多くの市民の声を反映させるために、市民アンケートなどによる意見や考えを考慮しながら検討を進めます。

4-4 外部からの視点による検討

(1) 学識経験者等の意見聴取

財産経営の推進にあたっては、必要に応じて、専門的知識を有する学識経験者などに意見を聴きながら、取り組んでいきます。

(2) 民間ノウハウの活用等

財産経営の推進に関しては、民間の技術、ノウハウ、資金などを活用することが有効な場合も考えられることから、必要に応じて民間や専門家などに助言や協力を求めるほか、PPP や PFI などについても研究していきます。

「新潟市財産経営推進計画 基本方針編」用語解説集

五十音	用語	解説
い	維持管理	学校やコミュニティ施設などの公共施設の建物・設備や、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産の機能を当初の状態に回復させるために必要となる点検・調査、補修など、故障や欠陥を回復するための処置及び活動(保全と同義)
か	改修	学校やコミュニティ施設などの公共施設の建物・設備や、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産の機能を当初の状態に回復させるとともに、付加的に必要な機能や構造等の強化を図る活動
か	合併建設計画	合併後10年間(平成17年度から平成26年度まで)の新しいまちづくりを着実に進めるための基本指針
く	区自治協議会	市民と市とが協働して地域のまちづくりその他の課題に取り組み、住民自治の推進を図るため、地方自治法に基づき各行政区に設置する機関
こ	更新	老朽化等に伴い機能が低下した施設の改修や建て替え、設備の取り替えなど、同程度の機能に再整備すること。(大規模改修や改築)
こ	交通アクセス	公共施設への移動交通手段のこと。歩行、自転車、バス、鉄道、自家用車など。
こ	固定資産台帳 <small>こていしさんだいちょう</small>	土地や建物などの固定資産を管理するための帳簿
さ	財産経営 <small>ざいさんけいえい</small>	市有財産を効率的に管理・利活用する取り組み。(ファシリティマネジメントと同義)
し	事後保全 <small>じごほぜん</small>	公共施設やインフラ資産の部分あるいは部品に不具合・故障が生じた後に、部分あるいは部品を修繕もしくは交換し、性能・機能を所定の状態に戻す保全の方法
し	指定管理	公共施設などの管理・運営を、民間事業者等の団体に代行させることにより、市民サービスの向上や経費の節減を図る制度(指定管理者制度)
し	集約化 <small>しゅうやくか</small>	複数の類似施設で提供されているサービス機能を1つの施設に集め効率化や機能の向上などを図ること。

五十音	用語	解説
し	じょきやく 除却	用途廃止した公共施設やインフラ資産を解体、処分、撤去すること。
そ	総床面積	市が保有する建物(行政財産)の各階の床面積の総合計
た	たいしんか 耐震化	地震に対する安全性の向上を目的として、耐震改修や改築、一部除却などを行うこと。
た	たきのうか 多機能化	ひとつの施設で複数のサービスを提供すること。廃止された施設が提供していたサービスを、別の施設が代替することにより、ひとつの施設で複数のサービスを提供することで、サービス機能の維持や利便性の向上などにつながるもの
ち	ちょくかみょうか 長寿命化	適切な保全を行うことで、公共施設やインフラ資産を長期にわたり安全かつ快適に使用できるよう維持すること。
て	出前講座	市職員が市民のもとを訪れ、市役所の事業や施策について説明するとともに、意見交換を行う取組み。(市政さわやかトーク宅配便)
と	投資的経費	建設関係事業(道路、橋りょう、公園などのインフラや、学校、公営住宅などの施設の整備や改修等)などに要する経費
と	とうはいごう 統廃合	施設総量の削減を図るため、近接した施設や類似施設などを統合や集約化及び廃止すること。廃止された施設が担う役割は、別の施設が代替することなどにより、ひとつの施設で複数のサービスを提供することで、できるだけサービス機能の維持に取り組んでいく。
と	トータルコスト	中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計(ライフサイクルコストと同義)
に	にいがた未来 ビジョン	本市の目指す姿の実現に向けたまちづくりについて示した総合計画。計画期間は平成27年度から平成34年度まで。
ふ	ファシリティマ ネジメント	ファシリティ(土地や建物など施設とその環境)を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。 ファシリティを把握し、経営的視点によるファシリティの最適化を図り、経営資源として有効活用していく経営管理活動。有効活用とは、無駄な経営資源は持たない、持つべき経営資源を最大限に活用することで、ムリ、ムラ、ムダをなくすこと。(財産経営と同義)

五十音	用語	解説
ふ	ふくごうか 複合化	施設総量の削減を図るため、近接した施設同士を統合や集約化すること。ひとつの施設で複数のサービスを提供することで、できるだけサービス機能の維持に取り組んでいく。
ふ	ふじょひ 扶助費	生活保護費や医療給付など各種扶助に係る経費
ほ	ほぜん 保全	学校やコミュニティ施設などの公共施設の建物・設備や、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産などの対象物の全体または部分の機能及び性能を使用目的に適合するよう維持または改良する諸行為のこと。(維持管理と同義)
め	メンテナンスサイクル	点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取り組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用する一連の取り組み。
よ	よぼうほぜん 予防保全	公共施設やインフラ資産の部分あるいは部品に不具合・故障が生じる前に、部分あるいは部品を修繕もしくは交換し、性能・機能を所定の状態に維持する保全の方法
ら	ライフサイクルコスト	公共施設やインフラ資産など構造物の企画設計段階、建設段階、運用管理段階及び解体再利用段階の各段階のコストの総計のこと。(トータルコストと同義)
り	りょうけんいき 利用圏域	新潟市民芸術文化会館(りゅーとぴあ)、美術館、水族館のように全市的な施設や、学校やコミュニティ施設など地域的な施設など施設によって利用対象とする区域のこと。新潟市財産白書では、I:全市、II:区または複数区、III:それ以外の地域に密着した施設、の3つの区分にわけて取り扱っている。
P	PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
P	PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

新潟市財産経営推進計画

基本方針編

発 行 平成27年 月

編 集 新潟市財産経営推進本部

事務局 新潟市 財務部 財産活用課

〒951-8131 新潟市中央区白山浦1丁目613番地69

新潟市開発公社社会館2階

電 話 : 025-226-2387 FAX : 025-230-5151

E-mail : zaisan@city.niigata.lg.jp

HP : <http://www.city.niigata.lg.jp/>

新潟市財産経営推進計画 公共施設マネジメント編

(案)

**平成27年5月
新潟市**

【目 次】

第1章 公共施設マネジメント編の目的等	1
1-1 基本的な考え方	1
1-2 対象施設	2
1-3 計画の位置づけと進め方	2
第2章 公共施設マネジメントを進める上での共通課題	5
2-1 市民からの意見聴取と意識共有	5
2-2 施設整備ではなく機能提供のアプローチを重視	5
2-3 公共施設への交通アクセスとまちづくりの視点	6
2-4 計画的な保全の実施	7
2-5 歳入確保の取り組み	7
第3章 施設運営における検討課題	8
(1) コミュニティセンター、コミュニティハウス	9
(2) 地区公民館、公民館	9
(3) 地区集会場	10
(4) 図書館、図書室	10
(5) スポーツ施設	11
(6) 小学校、中学校	11
(7) 幼稚園、保育園	12
(8) ひまわりクラブ	13
(9) 老人憩の家、その他高齢福祉施設	14
(10) 上記の施設を含む施設全般共通	15
第4章 地域別の課題整理、検討方法	16
4-1 対象施設の考え方	16
4-2 地域単位の考え方	16
4-3 近隣地域間の連携	16
4-4 地域別の検討課題の整理	17
4-5 施設最適化の考え方	18
(1) 多機能化・複合化、相互連携などの最適化の手法	18
(2) 地域での多機能化・複合化などのケーススタディ	19
(3) 多機能化・複合化した施設のケーススタディ	20
第5章 「個別計画」の策定	22
5-1 地域別「実行計画」の策定	22
5-2 地域住民との意識共有、協働	22
第6章 ファシリティマネジメント手法の活用	23
6-1 4つの柱を実現するファシリティマネジメント	23
(1) 施設整備プロセスの見直し	23
(2) 計画に基づく適切な保全の実施	23
(3) 未利用地売却の民間活用	24

第1章 公共施設マネジメント編の目的等

本計画は、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」と共通の視点による「財産経営推進計画（基本方針編）」に基づき、人口減少、厳しい財政状況、膨大な施設更新費用などの課題に対応し、公共施設を維持していくため、経営的な視点により、公共施設を効率的に管理・利活用する取り組み（公共施設マネジメント）の進め方を示すものです。

1-1 基本的な考え方

「財産経営推進計画（基本方針編）」では、公共施設の2つの方針と4つの柱を示しています。

◆ 2つの方針

- 総量削減
- サービス機能の維持

◆ 4つの柱

- 施設の最適化（活用最大化のため単一目的から多機能施設への転換など）
- 施設の長寿命化（計画的な維持保全の実施、安全確保など）
- 歳出の削減（施設更新時の規模適正化、効率的な運営など）
- 歳入の確保（未利用資産の売却、貸付、使用料見直しなど）

◆ 公共施設に関する基本的な考え方

- サービス機能をできるだけ維持しながら総量削減を検討
- 活用すべき施設は適切な保全の実施により長寿命化を推進
- 運営の効率化、維持修繕・更新費用の削減や平準化等により歳出を削減
- 活用しない土地・建物は、原則として売却により歳入を確保

サービス機能をできるだけ維持しながら、公共施設の多機能化・複合化などによる総量削減を検討していきます。

また、活用すべき施設は長寿命化を図り、管理・運営の効率化によるコスト削減や維持修繕・更新費用の削減や平準化などにより歳出の削減に努めます。

活用しない土地・建物は、原則売却し、財源確保に努めます。売却が困難な場合は貸付などを検討し、歳入の確保に努めます。

1-2 対象施設

基本的に全ての公共施設を対象としますが、上水道の浄水場や下水道の処理場といったインフラ関連施設は「財産経営推進計画（インフラ資産マネジメント編）」の対象とします。

1-3 計画の位置づけと進め方

- 本計画は、公共施設の「個別計画」策定のガイドライン

本計画は、**2つの方針と4つの柱**の推進に向け、具体的な取り組みを実施していくための公共施設の個別計画を策定する際の考え方を示すガイドラインと位置づけます。

個別計画としては、地域別の実行計画や、適切な施設保全を行うための保全計画などが考えられ、それらの策定を進めるための考え方や手法を示します。

（1）公共サービス、公共施設の利用実態、利用意向

- 市民や地域全体の声とサービス利用者の意見を合わせて検討

平成25年度、平成26年度に行った市民アンケート及び施設利用者アンケートから公共サービスや公共施設について、利用頻度、アクセス、利用意向など多くのことが見えてきました。

これらの結果などを踏まえ、今後の公共施設と公共サービスのあり方を市民とともに検討していきます。

公共施設の総量削減は、施設の統廃合などについても検討する必要があるため、総論賛成各論反対（市全体での総量削減はよいが、個別具体的の施設の廃止は反対）になりがちですので、市民や地域全体の声とサービス利用者の意見を合わせて検討できるように努めています。

（2）施設運営の課題整理、改善

- 各用途の施設が抱える課題を整理して、地域別の「実行計画」策定時に検討

公共施設の総量削減といっても市民が利用する施設やサービスは様々です。財産白書で明らかになった施設の利用やコストの状況、市民や施設利用者へ

のアンケート結果などを踏まえ、施設を整備・運営する市がどのように課題を整理、改善していくかが重要となります。

生涯学習、地域コミュニティ、スポーツなど市が提供しているサービスには、それぞれに課題があり、地域によって状況も異なります。

このため、当面は、各用途の施設が抱える課題を整理した上で、地域別の「実行計画」策定時に効率的な方策を検討し、課題への対応を考えていきます。

(3) 地域別の課題整理、検討方法と「実行計画」の策定

- 施設の更新が必要な時期に合わせて市民とともに検討開始
- 地域的な施設は、地域住民の合意を得ながら「実行計画」策定
- 全市的な施設は、都市の拠点性強化などを考慮しながら計画検討

公共施設には、大規模な音楽ホールや劇場など市を代表する施設もあれば、学校や保育園、公民館、コミュニティセンター、図書館などのように、地域で日常的に利用する施設もあります。

このため、公共施設マネジメントを考える場合、全市的な施設と地域的な施設を分けて整理する必要があります。

また、現在、多くの方が利用している施設をいきなり廃止することは、市民が利用しているサービスの低下を招いてしまいます。

総量を削減する現実的な方法のひとつとして、施設が老朽化し、更新するタイミングで、今後のサービスと施設をどうするかについて、市民とともに計画を策定することが考えられます。

地域的な施設は、中学校区を基本に住民の生活圏を設定し、現在の施設の配置や利用の状況、更新時期などから地域の課題を整理して、地域の中心的な施設（学校など）の老朽化などを考慮した更新時期などに合わせて、地域の合意を得ながら「実行計画」を策定していきます。なお、地域別の実行計画は本計画の個別計画の一つとして扱います。

全市的な施設は、都市としての魅力向上や交流人口の増加など拠点性を強化していくことも重要ですので、これらを踏まえ、費用対効果やライフサイクルコストなども考慮しながら計画を検討していきます。

（4）施設長寿命化を進めるための個別計画などの策定

施設の点検・診断により施設の状態の把握に努め、「予防保全」など適切な時期に適切な保全を実施し、施設を良好な状態で長く使い続ける（施設の長寿命化）ための指針や、維持修繕・更新費用の削減や平準化といった歳出の削減につながる保全計画の策定など、地域別の実行計画以外にも必要に応じて、個別計画の策定を進めています。

（5）ファシリティマネジメント手法の活用

公共施設マネジメントの推進に向けた市の通常業務でのファシリティマネジメントの手法として、次の施策に取り組んでいますが、これら以外にも今後導入できるものがあれば実施していきます。

また、必要に応じ民間のノウハウなどを活用します。

1. 施設整備プロセスの見直し
2. 計画に基づく適切な保全の実施
3. 未利用地売却の民間活用

第2章 公共施設マネジメントを進める上での共通課題

2-1 市民からの意見聴取と意識共有

○ 施設を利用する・しないにかかわらず多くの市民の意見を考慮

公共施設マネジメントは、単に施設の今後を決めるものにとどまらず、将来のまちのありようや、市の財政の健全性などと深く結び付いており、すべての市民に影響を及ぼしうるものです。

また、市の公共施設は、広く市民全体の財産です。公平性の観点からも、公共施設は今後どのようにあるべきかについては、施設を利用する・しないにかかわらず、多くの市民の意見を考慮しながら考えていく必要があります。

○ 客観的データの整備と意識共有

これまで行ってきた施設カルテの整備や財産白書の作成、アンケート調査を通じて、市の公共施設に関する様々な客観的データが明らかになりました。データは、公共施設マネジメントを進めるにあたり、必要不可欠なものであるとともに、これらを積極的に公開し、意識共有を進めることが重要です。

2-2 施設整備ではなく機能提供のアプローチを重視

○ 施設規模でなくサービス機能を維持

平成25年度、26年度実施のアンケート調査結果から、より合理的な公共施設の管理・運営を期待している市民が比較的多いことがわかりました。また、文化活動、地域活動、スポーツ活動などの場として、公共施設以外の様々な施設やサービスを利用していることなどもわかりました。

公共施設における市民サービスを、現行の施設規模のままで提供していくことは限界があります。施設整備の推進に替えて、特に市民からの支持の割合が比較的高かった施設の多機能化・複合化をはじめ、民間施設の活用や民間組織との協働といった新しい手法により、サービス機能を維持することに転換していく必要があります。

○ 維持すべき「サービス機能」を利用者の状況からも検討

維持すべきサービス機能とは、施設設置者（市）が規定するものだけによるのではなく、利用状況の分析を通じて市民の真のニーズを探り、判断していくことが重要です。

たとえば、公民館・コミュニティセンターの利用目的は、7割以上がサークルや地域団体による活動となっており、こうした市民の自主的な活動を支援するという視点が重要であることがわかります。

また、「老人憩の家」は高齢者向けの余暇施設として設置されているのですが、利用者の世帯構成は、高齢単独世帯・高齢夫婦世帯の割合が比較的高いことがわかりました。この場合、施設のもつ機能のひとつとして、特に社会的孤立の不安がある高齢者に対し、外出機会と地域の交流・見守りの環境を提供すること、と考えられます。

このように、利用者視点から見えてくる施設が果たしている機能も踏まえつつ、施設の多機能化・複合化や集約化など効率的な管理・利活用を図る手法の検討を進める必要があります。

2-3 公共施設への交通アクセスとまちづくりの視点

施設までの移動手段として、実際の利用も、将来的な希望も、自家用車による利用が多くなっています。超高齢社会や環境問題などを踏まえ、公共施設マネジメントを進めるにあたっては、公共交通や徒歩による交通アクセスの視点も含めた検討が必要です。

また、例えば、多機能化・複合化により、利便性の高まった地域の中心となる公共施設を子どもから高齢者まで多くの人が利用し、地域の活性化や、働きやすくて子育てしやすい環境などにもつながるというまちづくりの視点も考慮しながら考えていく必要があります。

2-4 計画的な保全の実施

○ 「予防保全」の考え方を取り入れた、計画的な保全が必要

施設を良好な状態で長く使い続ける（施設の長寿命化）ためには、適切な時期に適切な保全を実施する必要があります。しかし、従来の施設保全は、故障や不具合が生じてから対応する事後保全で実施してきました。この手法では、施設の劣化を進め、結果的に多額の修繕費用がかかってしまう可能性や、場合によっては人命にかかる事故の発生や行政機能の停止につながるおそれもあります。

このため、予防保全の考え方を取り入れた、計画的な保全の実施が必要です。

2-5 歳入確保の取り組み

○ 公共施設などを活用した歳入確保の取り組みが必要

公共施設の集約化や統廃合などを行う際に生じた跡地や未利用地は、原則売却の方針のもと、取り扱いを決めることが必要です。

売却が困難な跡地や未利用地は、民間事業者への貸付など、財産の有効活用による歳入確保の取り組みが必要です。

また、公共施設の未利用スペースについても、民間活用など多様な手法による歳入確保の取り組みが必要です。（自動販売機の設置や時間貸駐車場による貸付収入など）

第3章 施設運営における検討課題

財産白書で明らかになった施設の利用実態やコスト、市民や施設利用者のアンケートの結果などを踏まえ、施設を整備・運営する市がどのように課題を整理、改善していくかが重要ですが、市民が利用する施設やサービスは様々です。

サービス機能をできるだけ維持しながら、総量削減を進めるための多機能化・複合化などを検討するにあたっては、提供しているサービスが異なるそれぞれの用途の施設運営における課題について整理、検討していくことも重要です。

ここでは、次の用途の施設が抱えるサービス機能の検討課題や施設更新時の多機能化・複合化に向けた検討課題などを整理し、地域別の実行計画策定時に、どのように対応すべきか考えていきます。

施設の用途

- コミュニティセンター、コミュニティハウス
- 地区公民館、公民館
- 地区集会場
- 図書館、図書室
- スポーツ施設
- 小学校、中学校
- 幼稚園、保育園
- ひまわりクラブ
- 老人憩の家、その他高齢福祉施設
- 上記の施設を含む施設全般共通

(1) コミュニティセンター、コミュニティハウス

○検討課題

【サービス機能】

- ・コミュニティセンター、コミュニティハウスは、地域コミュニティ活動の中心的施設として活用されており、コミュニティ協議会を中心とした地域のまちづくりに必要な活動拠点としての役割も担っています。整備については、地域の実情に応じて各区が判断していますが、特に旧新潟市域において拠点の確保が大きな課題となっています。
- ・区ごとの利用に差があるなどの課題があることから、公民館など類似の使われ方をしている施設も含めた配置状況や施設のあり方について検討が必要です。

【多機能化・複合化】

- ・学校、公民館などとの相互利用や複合化の可能性などについて調整を行っていくべきとの意見（「コミ協の支援のあり方検討委員会」からの報告書）もあることから、多機能化・複合化などについて検討が必要です。

【施設の見直し】

- ・市民アンケートの結果から「多機能化・複合化」「利用率の低い施設の見直し」「民間施設の活用」の意見があることから、施設の魅力を高め、利用の向上を図るための見直しが必要です。

(2) 地区公民館、公民館

○検討課題

【サービス機能】

- ・合併等の経過を踏まえると、施設配置など全市的なバランスに課題があると考えますが、社会教育施設としての役割を踏まえながら、地域特性やニーズに合ったサービスの提供とあり方の検討が必要です。

【多機能化・複合化】

- ・社会教育の機能を確保しつつ、多機能化・複合化などの検討が必要です。

【施設の見直し】

- ・利用が少ない施設は、社会教育施設としての役割を踏まえながら、事業の充実などにより、利用拡大を図る一方、地域の実情を踏まえ、地域の合意を得たところは、利用者の学習環境の確保や事業の継続に配慮した上で、地域移管を行うなど今後の施設のあり方の検討が必要です。
- ・公民館とコミュニティセンターなど他施設との機能統合については、公民

館は社会教育施策を推進する教育機関であり、貸館を主とするコミュニティセンターとの設置目的の違いを踏まえた上で考える必要があります。

- ・公民館事業を実施するために、施設を直営管理している公民館が多いですが、公民館分館のように、公民館事業を行う職員などが出張サービスを行うことで、社会教育施設としての機能を果たしている施設もあります。そのため、施設区分ごとに一括してあり方を検討するのではなく、地域特性や利用実態などを勘案し、実情に即して個別に検討する必要があります。

(3) 地区集会場

○検討課題

【サービス機能】

- ・農村環境改善センター地域研修センターは農村集落の活性化を目的とした施設であり、明確な設置基準などはありませんが、今ある機能を維持していくため、効率的な管理・利活用の手法の検討が必要です。

【多機能化・複合化】

- ・農村集落の活性化のための機能を確保しつつ、多機能化・複合化や統廃合、地域移管などについて検討が必要です。

【施設の見直し】

- ・利用が少ない施設は、利用拡大を図るための方策の検討などが必要です。

(4) 図書館、図書室

○検討課題

【サービス機能】

- ・図書館の基本的機能は資料の収集・提供ですが、さらに「市民・地域・行政の課題解決」「学校図書館との連携」「市民との協働」につながるサービス提供を、社会状況の変化に対応して推進していく必要があります。
- ・本市の図書館は他の政令市との比較では高い整備水準にあり、市全体としてみれば概ね施設整備は充足していますが、地域によっては施設内容によるサービスの偏りがみられ、その解消に向けた検討が必要です。
- ・図書館の機能を効果的に発揮するため、各区の基幹図書館として中心図書館を設置してきましたが、未設置の区において、今後、設置の必要性を検討していきます。
- ・サービス拡充の際は、導入時の臨時経費だけでなく、その後の経常経費や運営形態などについても検討が必要です。

【多機能化・複合化】

- ・施設の魅力向上やサービス向上による活用促進のため、また施設老朽化対策や地域格差是正のための手法として、他施設との複合化などについて検討が必要です。

【施設の見直し】

- ・利用状況などによる施設の配置や機能の見直しが必要と考えられますが、各館の実情や市民の理解を得ながら検討していく必要があります。
- ・すでに窓口業務などの民間委託を実施していますが、教育機関としての図書館機能のあり方を踏まえた上で、さらなる民間活力などの先進的な管理・運営方法についても研究しながら、より効率的な管理・利活用の方策について検討していく必要があります。

(5) スポーツ施設

○検討課題

【サービス機能】

- ・昭和39年の新潟国体を契機に整備された体育施設を中心に施設の老朽化が進んでおり、今後の維持・更新が課題です。
- ・合併地域には旧市町村でそれぞれ整備してきた施設が多く、本市の人口一人あたりの施設数は政令指定都市最多となっており、全体的な維持管理経費を抑制していくことが課題です。

【多機能化・複合化】

- ・地域における身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設の有効活用など、多機能化・複合化などについて検討する必要があります。

【施設の見直し】

- ・今後の施設配置や整備のあり方については、人口、利用状況、利用者ニーズ及び施設の老朽度などを勘案し、地域でのバランスを配慮しつつ、類似機能を持った施設の集約化などによる全体的な総量削減について検討していく必要があります。

(6) 小学校、中学校

○検討課題

【サービス機能】

- ・学校は地域の重要な教育施設であることから、児童・生徒1人あたりのコスト・面積に差があることにより統廃合の是非を決めるべきではあります

んが、子どもたちがより良い教育を受けられるように、適正規模の目安となる学級数となっていない学校については適正配置の検討が必要です。

- ・人口減少や少子化による影響、地域の実情などを考慮しながら、子どもたちにとって望ましい学校のあり方について、検討していく必要があります。

【多機能化・複合化】

- ・学校の老朽化や統廃合による更新時期などに合わせて、市民の利便性の向上や効率的な管理・利活用につながる多機能化・複合化などの検討が必要です。また、学級数の減少により、余裕教室が生じた場合も同様の検討が必要です。
- ・学校は教育の場としてだけでなく、地域の重要な拠点になりうることから、児童・生徒のセキュリティや教育活動に配慮した上で、学校図書館や特別教室の一般利用などについて、他都市の事例なども参考に検討していく必要があります。

【施設の見直し】

- ・本市の公共施設の総床面積の半分近くを学校が占めており、施設あたりの規模も大きいことから施設の維持修繕・更新などに多額の費用を要します。更新などにあたっては、将来の利用需要を考慮した上で、適切な規模や効率的な管理・運営の方策を検討していく必要があります。
- ・学校施設は、他の公共施設に比べ、利用されていない時間帯もあると考えられることから、施設の活用度を上げるため、利用されていない時間帯の他用途や多目的での利用など、弾力的な運用などを検討していく必要があります。

(7) 幼稚園、保育園

○検討課題

【サービス機能】

- ・公立保育園は区の実情に合わせた施策の展開を行うための地域の核となる基幹保育園や、私立保育園が経営上の理由から参入しにくい地域で機能の設置を検討していく必要があります。
- ・保育ニーズが高く、待機児童の発生が懸念される地域については、民間保育園や既存の幼稚園を活用するなど機能の整備の検討が必要です。
- ・幼保連携の動向や子育て支援施策などを考慮しながら、幼稚園、保育園のあり方について考えていく必要があります。

【多機能化・複合化】

- ・保育園は、老朽化した施設や利用需要に対して面積が狭い施設、児童数の増加や減少が著しい施設について、統廃合を検討しますが、その際には園児のセキュリティに配慮した上で、他都市の事例なども参考に検討していく必要があります。

【施設の見直し】

- ・私立の保育園や幼稚園がより柔軟で迅速な対応ができることや経費を含めた効率性の観点から、民間活力による保育園や幼稚園の運営などの検討が必要です。その際には、公立と私立それぞれの役割分担などを考慮しながら、検討していく必要があります。

(8) ひまわりクラブ

○検討課題

【サービス機能】

- ・ひまわりクラブ（放課後児童クラブ）は、従来、小学校3年生までの児童を利用対象としてきましたが、児童福祉法の改正と子ども・子育て支援新制度の実施により、平成27年4月から利用対象が全学年に拡大されるため、利用需要に対して面積が狭いひまわりクラブについては対応が必要です。

【多機能化・複合化】

- ・ひまわりクラブは小学校の余裕教室の活用や小学校更新時などの複合化を優先し、余裕教室が生じる見込みのない場合は、近隣の既存公共施設や民間施設の活用を検討します。小学校内や既存施設の活用が不可能な場合は小学校敷地内や近隣の公共用地での整備を検討する必要があります。

【施設の見直し】

- ・余裕教室の活用は、小学校の大規模改修などの予定がある場合はそれに合わせて改修を検討します。
- ・小学校の敷地内などに整備する場合は、将来の利用需要を考慮した上で、適切な規模を検討します。
- ・将来的には、利用料金の見直しも含め、効率的な管理・運営の方策を検討していく必要があります。

(9) 老人憩の家、その他高齢福祉施設

○検討課題

【サービス機能】

- ・老人憩の家、老人福祉センターなどは地域に密着した施設であり、それぞれ背景や事情が異なることから、一様にあり方や基準を定めるのではなく、それぞれの地域の実情に応じたあり方を検討していく必要があります。
- ・老人憩の家は、利用の活性化に向け、地域包括ケアシステムにおける介護予防や生活支援提供の場、地域の茶の間のような地域活動や交流の場などとしての活用の検討が必要です。
- ・老人憩の家は、財産白書や市政世論調査の結果などから、利用者が少数であることを示す結果がありますが、一方で市民の高齢福祉への期待・関心が高くなっています。市民が求める高齢福祉施設の機能のあり方を検討していく必要があります。

【多機能化・複合化】

- ・高齢者に限らず、障がい者福祉や子育て支援など地域の福祉向上や地域交流の場としての多機能化・複合化などの検討が必要です。

【施設の見直し】

- ・利用やコストの状況は重要な判断基準と考えられますが、高齢者福祉、地域福祉への寄与も重要と考えており、それらを考慮しつつ、効率的な管理・利活用について検討していく必要があります。
- ・老人憩の家、老人福祉センターなどは地域の要望などによって整備されてきた経緯があって、現在の配置や実情につながっています。今後の施設のあり方については、一様に存廃の方針を決めるものではなく、個別に地域と調整しながら検討を進めていく必要があります。

(10) 上記の施設を含む施設全般共通

○検討課題

【サービス機能】

- ・人口減少や少子・超高齢社会を考慮し、利用需要の変化に対応したサービスの提供、公共施設のあり方を検討する必要があります。
- ・災害時における避難所としての機能などを考慮する必要があります。

【多機能化・複合化】

- ・施設の老朽化による更新時期などに合わせて、市民の利便性の向上や効率的な管理・利活用につながる多機能化・複合化、管理・運営の一元化などの検討が必要です。その際には、現状や将来の利用需要の把握が重要です。

【施設の見直し】

- ・利用の少ない施設、コストの高い施設は、効率的な管理・利活用の検討が必要です。
- ・利用が極端に少ない施設は、統廃合や他施設への機能移転などの検討が必要です。
- ・利用されていない時間帯のある室（例：半日のみ利用される室や、週に数回の利用となっている室）を有する施設は、施設の活用度を上げるため、利用されていない時間帯の他用途や多目的での利用など、弾力的な運用について検討が必要です。
- ・利用が極端に少ない室は、廃止や、他施設の類似機能での代替可能性などの検討が必要です。
- ・施設や貸室の利用率や利用者数など利用状況及びコスト状況の把握に努め、目標や指標を設定するなど、施設利用や管理運営の適正な状況、状態について検討し、適宜、見直しを行っていく必要があります。
- ・施設使用料は、施設の利用需要の変化や管理・運営コストの状況、社会状況の変化などに応じて、無料となっている施設も含め、適宜見直しを検討していく必要があります。

第4章 地域別の課題整理、検討方法

公共サービス、公共施設のあり方を検討する際は、個々の施設単位ではなく、地域単位または市全体レベルで区分して考えていく必要があります。

ここでは、地域別の課題の整理の進め方と検討方法について示します。

4-1 対象施設の考え方

財産白書では、公共サービス、公共施設の利用圏域を次の3つに区分しています。

- ・ I類 全市域を対象（市で1、2つあればいいもの）
- ・ II類 区または複数区を対象（1～2・3区単位で配置するもの）
- ・ III類 上記以外の地域単位を対象（区内にいくつか配置するもの）

当面は、これら圏域分類のうち地域に密着したII類とIII類の施設から検討を進めます。

I類施設と、II類施設のうち複数区を対象とする一部の施設については、全市的な施設として検討します。

4-2 地域単位の考え方

○ 中学校区を基本として地域を設定

本計画に基づき検討する地域の単位は、中学校区を基本とします。

ただし、その地域の成り立ちや施設の配置状況、コミュニティ協議会などの区域なども考慮して地域設定を行います（その後の計画策定の中で、地域設定を見直す場合もあります。）。

4-3 近隣地域間の連携

地域単位で考える際に、地域によっては、III類の施設でも設置されていない例もありますが、隣接地域の施設や民間施設を便利に利用できるものがあり、地域のサービス機能を満たされることも考えられますので、地域それぞれに全てのサービス（施設）を揃えることを前提としません。

例えば「A地域には図書館はないが隣のB地域にはあって便利に使える。」、逆に「B地域にはゲートボール場はないが、A地域にあって使うことができる。」といったケースです。

4-4 地域別の検討課題の整理

○ 地域の情報を網羅した資料を公開、地域と意識共有

地域ごとに、施設の更新や統廃合の時期、課題などを把握するため、地域の情報を網羅した資料（地域別検討資料）を作成し、公開します。

市では、これらを基に、地域の施設の課題を地域の問題として、地域住民と意識共有を図っていきます。

意識共有にあたっては、地域住民のみならず、区役所、市の各部局など府内での認識の統一を進め、地域と市が共に考え、歩んでいく協働となるよう努めていきます。

地域別検討資料の項目と内容（例）

項目	内容		
地域設定	中学校区を基本 当初段階として 55 地域を設定		
地域概況、動向	地域の特性 地域の施設動向		
将来推計人口	今後のニーズを想定するため、平成 52 年までの年少、生産年齢、高齢者人口		
利用状況、コスト状況及び施設の老朽状況	施設一覧から施設の現状について、留意（把握）すべき点など		
将来に向けた検討課題	施設の現状から将来に向けた課題について、検討時期や視点など		
児童生徒・学級数推計	小中学校の平成 32 年までの児童生徒数、学級数		
施設配置図	地域内の施設の配置状況、小中学校区界、駅等		
施設一覧（個別施設）	施設情報 配置情報 コスト 利用状況	圏域区分、建築年、償却率、耐震化率、建替え想定時期、使用面積 用途地域、コミ協、避難所、危険区域 施設分類ごとに市全体平均と比較	〃

4-5 施設最適化の考え方

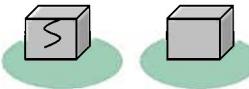
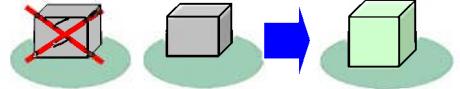
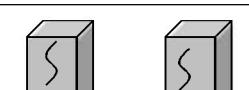
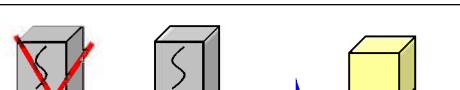
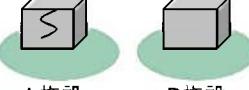
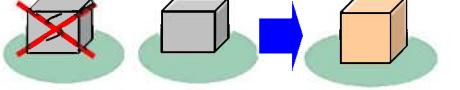
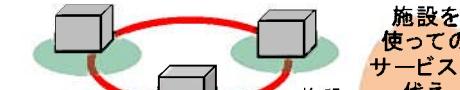
地域別の検討は、基本的な考え方で示した2つの方針と4つの柱を重視しながら進める必要があります。ここでは、施設の有効活用の最大化を図っていく上で重要な「施設の最適化」の考え方や進め方の具体例として、施設更新時の多機能化・複合化などの手法を例示します。また、地域の施設の課題にこれらの手法を用いた取り組みをケーススタディとして例示します。

(1) 多機能化・複合化、相互連携などの最適化の手法

老朽化などにより、複数の施設を統合する場合、下表に示すように、地域内の複数の建物同士で複合化したり、一つの施設であっても多目的に利用できたり、施設の管理・運営窓口を一本化したりするなどの方策を検討していきます。

これにより、スペースが余っている施設と足りない施設でスペースを補完しあい、お互いの機能を残して同居することなどにより、市民の利便性向上や効率的な管理・利活用が図れるなどの効果が期待されます。表に示した手法以外にも様々な手法が考えられます。

最適化の手法（例）

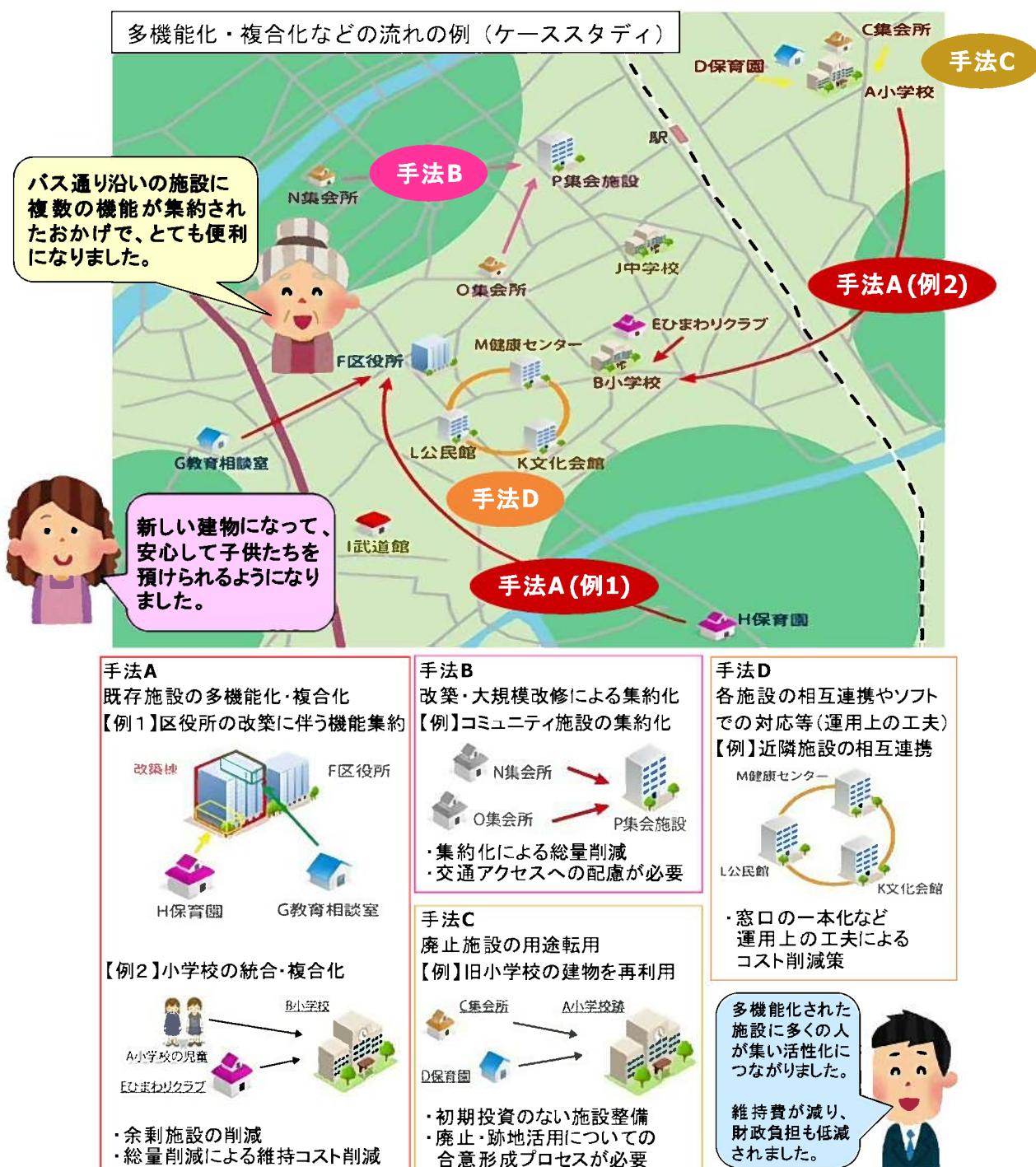
手法	現状	手法実施後
手法A 既存施設の多機能化・複合化	 A施設 老朽度:高 低・未利用室:なし B施設 老朽度:低 低・未利用室:あり	 A施設 廃止(売却) B施設 集約・複合化 B施設の低・未利用室を活用し、施設を複合化(集約化)
手法B 改築・大規模改修による集約化	 A施設 老朽度:高 B施設 老朽度:高	 A施設 廃止(売却) B施設 改築または大規模改修 B施設の改築または大規模改修(民間施設の活用も可)
手法C 廃止施設の用途転用	 A施設 老朽度:高 B施設 老朽度:低	 A施設 廃止 B施設 廃止し用途転用 B施設を用途転用し活用
手法D 各施設の相互連携やソフトでの対応等(運用上の工夫)	 A施設 B施設 機能重複有 施設ごとに管理 C施設	 A施設 B施設 貸室管理・窓口の一本化 運用効率化によるコスト縮減 施設を使ってのサービスに代え ソフト事業や民間によるサービスを提供

(2) 地域での多機能化・複合化などのケーススタディ

例示された手法を用いて、将来の公共施設の最適化の手順を考えてみます。

下図は、区役所の改築に伴う機能移転や小学校の統合を地域のコミュニティ機能向上の契機とするため、空き校舎の活用や、同類用途のコミュニティ施設を集約して、利便性の向上や効率的な管理・利活用につながる施設の多機能化・複合化などの流れを示したものです。

これらについて、地域と共に検討を進めることで、本計画の基本的な考え方を示した、サービス機能ができるだけ維持しながら、総量削減を進めることにつながるものと考えます。



(3) 多機能化・複合化した施設のケーススタディ

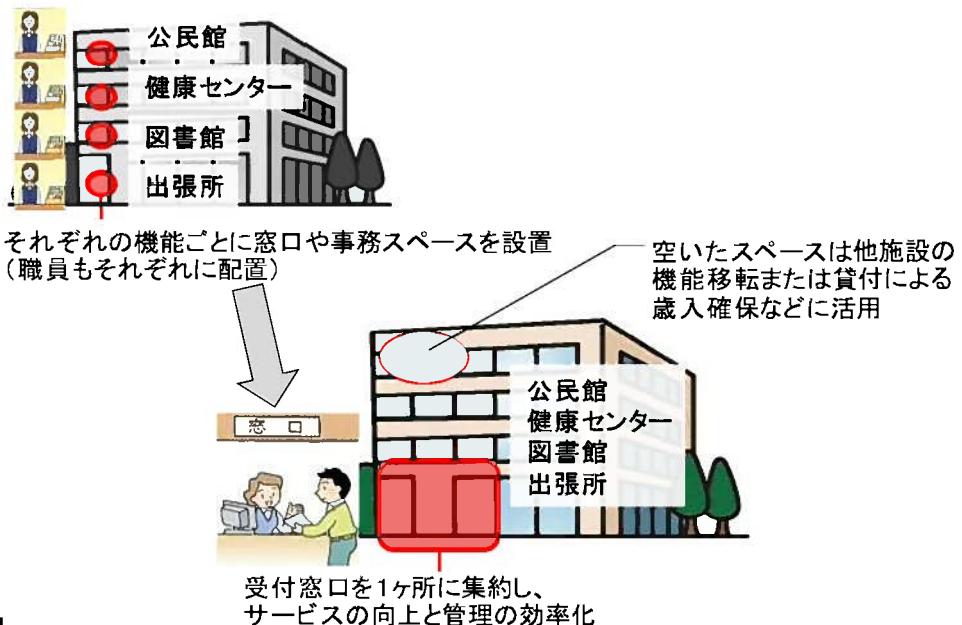
多機能化・複合化にあたっては、必要面積を再検討し、地域ニーズに見合った規模とすることで、建設費用や維持管理費用などを削減することができます。

従来、各施設に個々に配置していた事務スペースを集約化することなどで、運営費を縮減する工夫を検討していくことも必要と考えられます。

また、学校などを多機能化・複合化することで、市民の利便性の向上や効率的な管理・利活用が可能となります。児童・生徒のセキュリティに配慮した計画とする必要があります。

以下に2つの例（ケーススタディ）として、多機能化・複合化する施設のメリット、デメリット、検討すべき課題を参考例として示しました。これに限らず、多機能化・複合化などを進めるにあたっては、セキュリティに配慮した動線、利用区分、事務スペースの集約化などを行う場合の課題の整理や検討が必要です。

例1 事務スペースの集約化



【メリット】

- ・スペースの有効活用（他機能の移転や既存機能の充実等）
- ・窓口一元化による市民の利便性向上（ワンストップサービス等）
- ・管理一元化によるコスト削減（人件費、機器賃借料、維持管理費）など

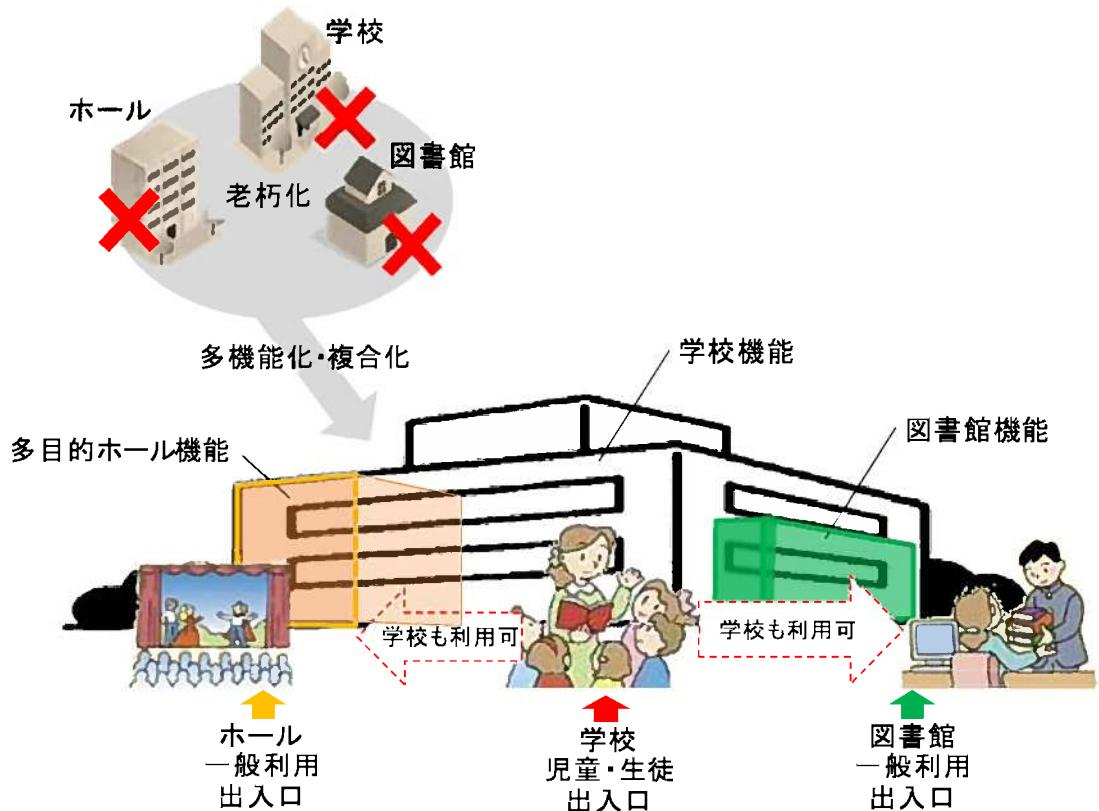
【デメリット】

- ・機能によっては、利用しにくくなる可能性など

【検討すべき課題】

- ・開館時間の調整、窓口レイアウト、・費用対効果など

例2 学校などと他施設との多機能化・複合化



【メリット】

- ・多機能化による市民の利便性向上やにぎわい創出
- ・複合化によるコスト削減
- ・一般利用者の目による児童・生徒の見守りや安全確保 など

【デメリット】

- ・児童・生徒のセキュリティ上問題が生じる場合も
- ・一般利用者用の駐車場問題 など

【検討すべき課題】

- ・児童・生徒のセキュリティに配慮した動線
- ・法規制や国補助金の区分の調整
- ・費用対効果 など

※ 多機能化・複合化は、公共施設同士のみではありません。

店舗など民間施設との複合化の例もあるので、地域にとって必要な民間サービスとの連携なども考えられます。

第5章 「個別計画」の策定

前章までにまとめた施設の利用実態と市民の意向把握、各用途の施設運営における検討課題、地域別検討資料などを基に、総量削減と地域内のサービス機能の維持に向けた本計画の個別計画としての地域別の「実行計画」を策定します。

全市的な施設については、更新時期を迎えた施設の検討時期に合わせて、施設の目的などを考慮しながら検討していきます。

なお、地域別の「実行計画」以外にも、公共施設を良好な状態で長く使い続ける（施設の長寿命化）ための指針や、維持修繕・更新費用の削減や平準化といった歳出の削減につながる保全計画などの個別計画を策定します。

5-1 地域別「実行計画」の策定

- 地域内の主要な施設の更新時期に合わせ「実行計画」を策定
- 策定された「実行計画」に基づき計画を実施
- 策定にあたっては、基本的な考え方（2つの方針と4つの柱）を重視

「実行計画」は、地域内の学校の統廃合や主要な施設の更新などがある地域から先行して策定します。

策定にあたっては、基本的な考え方で示した**2つの方針**（総量削減、サービス機能の維持）と、**4つの柱**（施設の最適化、施設の長寿命化、歳出の削減、歳入の確保）を重視し、これに基づいた「実行計画」となっているか確認しながら進める必要があります。

5-2 地域住民との意識共有、協働

- 「実行計画」は、地域住民との協働で策定

地域の現状や課題を地域住民と行政が共有しながら、今後の公共施設のあり方にについて検討し、「実行計画」を策定していきます。

また、フォーラムなどを開催し、地域住民や市民全体に公共施設をめぐる課題について周知するとともに、広く市民と意識共有を図りながら進めています。

「実行計画」は、地域住民と市の協働により策定していく必要があります。

第6章 ファシリティマネジメント手法の活用

ファシリティマネジメント手法は、市の通常業務でも、取り入れることが可能な施策があります。

様々なファシリティマネジメント手法を活用しながら、公共施設マネジメントを推進していきます。

6-1 4つの柱を実現するファシリティマネジメント

市では、**4つの柱**（施設の最適化、施設の長寿命化、歳出の削減、歳入の確保）の実現に向け、次の施策に取り組んでいます。

また、今後も他自治体の取り組みなども参考にしながら、公共施設マネジメントの推進に資する施策を検討していきます。

（1）施設整備プロセスの見直し

従来の施設整備は、担当部局が施設の立地する地域（住民）と協議を進め、施設整備を進めてきましたが、今後は、施設の多機能化・複合化の検討など全市的な視点からの施設のあり方について検討を進める必要があります。

このため、今後は施設整備の構想段階から、政策調整部門、財務部門、建築部門、ファシリティマネジメント担当部門などが、施設の必要性、利用需要、規模、多機能化・複合化の可能性などについて、横串の視点で最適化を検討していきます。

また、移転統合する場合などは、コンパクトなまちづくりの視点なども含め検討していきます。

（2）計画に基づく適切な保全の実施

従来の施設保全は、施設を所管する部局それぞれで対応していたため、全体の優先度が分かりにくくなっていました。

このため、施設保全を一元的に管理する部門を設け、施設全体の中で保全の必要性などを検討し、計画的かつ効率的な維持保全を実施していきます。

（3）未利用地売却の民間活用

未利用地の売却は、平成 18 年度から本格的に進め、平成 25 年度までに約 28 億円程度の実績がありますが、近年は、入札公告をしても応札がない例も増えてきました。

このため、不動産売却について民間の専門会社のノウハウを活用する公有財産売却包括委託を平成 26 年度から実施しました。

未利用地の売却可能性調査、入札物件の選定・PR や購入先の調査、入札不成立物件の専任媒介による売却支援などを委託することで、歳入の確保を進めています。

「新潟市財産経営推進計画 公共施設マネジメント編」用語解説集

五十音	用語	解説
い	維持管理	学校やコミュニティ施設などの公共施設の建物・設備や、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産の機能を当初の状態に回復させるために必要となる点検・調査、補修など、故障や欠陥を回復するための処置及び活動(保全と同義)
か	改修	学校やコミュニティ施設などの公共施設の建物・設備や、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産の機能を当初の状態に回復させるとともに、付加的に必要な機能や構造等の強化を図る活動
こ	公共施設マネジメント	公共施設を効率的に管理・利活用する取り組み。(財産経営及びファシリティマネジメントに含まれる。)
こ	更新	老朽化等に伴い機能が低下した施設の改修や建て替え、設備の取り替えなど、同程度の機能に再整備すること。(大規模改修や改築)
こ	交通アクセス	公共施設への移動交通手段のこと。徒歩、自転車、バス、鉄道、自家用車など。
こ	交流人口	観光客など地域に訪れる人口。その地域に住んでいる人口(定住人口)に対する概念
こ	コミュニティ協議会	身近な地域課題を解決するために、概ね小学校区を基本単位として、自治会・町内会を中心にさまざまな団体等で構成された組織
こ	コミュニティ施設	市民会館やコミュニティセンター、地区公民館、地区集会場など市民のコミュニティ活動に供する施設
さ	ざいさんけいえい 財産経営	市有財産を効率的に管理・利活用する取り組み。(ファシリティマネジメントと同義)
し	施設カルテ	各施設のコスト状況や利用状況などについてまとめたもの。各施設の状況を把握し、施設の運営改善や財産白書の作成など財産経営の推進に活用するためのもの
し	しゅうやくか 集約化	複数の類似施設で提供されているサービス機能を1つの施設に集め効率化や機能の向上などを図ること。

五十音	用語	解説
た	たきのうか 多機能化	ひとつの施設で複数のサービスを提供すること。廃止された施設が提供していたサービスを、別の施設が代替することにより、ひとつの施設で複数のサービスを提供することで、サービス機能の維持や利便性の向上などにつながるもの
ち	ちいきべつけんとうしりょ 地域別検討資 料	地域ごとに、施設の更新や統廃合の時期、課題などを把握するため、地域の情報を網羅した資料のこと。
ち	ちょじゅみょうか 長寿命化	適切な保全を行うことで、公共施設やインフラ資産を長期にわたり安全かつ快適に使用できること。
て	てきせいきほ 適正規模	本市の望ましい小中学校の通常学級数のこと。(小学校の適正規模:12学級以上24学級以下、中学校の適正規模:9学級以上18学級以下)
て	てきせいはいち 適正配置	新潟市立小中学校の適正配置基本方針(平成23年10月)における用語。本市の子どもたちがより良い教育を受けられるよう、小中学校の適正規模を実現するために地域と検討を進めている学校の配置
と	とうはいこう 統廃合	施設総量の削減を図るため、近接した施設や類似施設などを統合や集約化及び廃止すること。廃止された施設が担う役割は、別の施設が代替することなどにより、ひとつの施設で複数のサービスを提供することで、できるだけサービス機能の維持に取り組んでいく。
ふ	ファシリティマ ネジメント	ファシリティ(土地や建物など施設とその環境)を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。 ファシリティを把握し、経営的視点によるファシリティの最適化を図り、経営資源として有効活用していく経営管理活動。有効活用とは、無駄な経営資源は持たない、持つべき経営資源を最大限に活用することで、ムリ、ムラ、ムダをなくすこと。(財産経営と同義)
ふ	ふくごうか 複合化	施設総量の削減を図るため、近接した施設同士を統合や集約化すること。ひとつの施設で複数のサービスを提供することで、できるだけサービス機能の維持に取り組んでいく。
ほ	ほぜん 保全	学校やコミュニティ施設などの公共施設の建物・設備や、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産などの対象物の全体または部分の機能及び性能を使用目的に適合するよう維持または改良する諸行為のこと。(維持管理と同義)
ら	ライフサイクル コスト	公共施設やインフラ資産など構造物の企画設計段階、建設段階、運用管理段階及び解体再利用段階の各段階のコストの総計のこと。
り	りょうけんいき 利用圏域	新潟市民芸術文化会館(りゅーとぴあ)、美術館、水族館のように全市的な施設や、学校やコミュニティ施設など地域的な施設など施設によって利用対象とする区域のこと。新潟市財産白書では、I:全市、II:区または複数区、III:それ以外の地域に密着した施設、の3つの区分にわけて取り扱っている。

新潟市財産経営推進計画

公共施設マネジメント編

発 行 平成27年 月

編 集 新潟市財産経営推進本部 公共施設部会

事務局 新潟市 財務部 財産活用課

〒951-8131 新潟市中央区白山浦1丁目613番地69
新潟市開発公社社会館2階

電 話 : 025-226-2387 FAX : 025-230-5151

E-mail : zaisan@city.niigata.lg.jp

HP : <http://www.city.niigata.lg.jp/>

新潟市財産経営推進計画 インフラ資産マネジメント編

(案)

平成27年5月
新潟市

目次

第1章 インフラ資産マネジメントの基本的な考え方	1
1-1 インフラ資産の現況と将来推計	1
1-2 基本方針	2
1-3 計画のかたち、位置付け	3
第2章 道路・橋りょう等	4
2-1 施設概要	4
2-1-1 施設数（数量、施設規模）	4
2-1-2 施設の経過年数	4
2-2 これまでの取組み	5
2-2-1 現在の維持管理	5
2-2-2 維持管理上の課題	5
2-3 今後の取組み	6
第3章 公園	8
3-1 施設概要	8
3-1-1 施設数（数量、施設規模）	8
3-1-2 施設の経過年数	8
3-2 これまでの取組み	9
3-2-1 現在の維持管理	9
3-2-2 維持管理上の課題	9
3-3 今後の取組み	10
第4章 上水道	11
4-1 施設概要	11
4-1-1 施設数（数量、施設規模）	11
4-1-2 施設の経過年数	11
4-2 これまでの取組み	12
4-2-1 現在の維持管理	12
4-2-2 維持管理上の課題	13
4-3 今後の取組み	13
第5章 下水道	17
5-1 施設概要	17
5-1-1 施設数（数量、施設規模）	17
5-1-2 施設の経過年数	17
5-2 これまでの取組み	18
5-2-1 現在の維持管理	18
5-2-2 維持管理上の課題	19
5-3 今後の取組み	20

第6章 農業施設	22
6-1 施設概要	22
6-1-1 施設数（数量、施設規模）	22
6-1-2 施設の経過年数	22
6-2 これまでの取組み	23
6-2-1 現在の維持管理	23
6-2-2 維持管理上の課題	24
6-3 今後の取組み	24

第1章 インフラ資産マネジメントの基本的な考え方

1-1 インフラ資産の現況と将来推計

本市の道路、橋りょう、公園、上水道、下水道などのインフラ資産は、高度経済成長期頃より整備が進められてきたものが多いことから、今後、整備後50年を越える橋りょうや、耐用年数が50年程度とされている下水道管渠などの老朽化が進行し、これら施設の機能保持のための維持管理・更新費用の増加が見込まれています(表1)。

インフラ資産は、市民の日常の生活や社会経済活動を支える基盤であるため、必要な機能を確実に発揮し続けることが重要であり、将来的な老朽化施設の増大を見据え、計画的・効率的に維持管理・更新を行っていく必要があります。

また、新たな施設の設置については、財政状況や人口減少等の社会構造の変化、施設の整備による效能や将来的に見込まれる管理費等を見極め、その設置の是非や規模を慎重に判断し、投資効果の高い事業への集中的な投資が必要です。

表1 インフラ資産の施設規模、維持管理・更新費用の現況と将来推計

種別	現況			将来推計
	単位	施設規模 H25年度末	H21～25 年平均額	現状の維持管理手法を今 後50年間継続した場合に 見込まれる年平均額
道 路	延長	6,815km	44 億円	67 億円
橋りょう	本数	4,062 橋	27 億円	53 億円
公 園	面積	821ha	16 億円	18 億円
上水道	管路	延長 4,241km	72 億円	85 億円 ^{※1}
	浄水場	施設 6 施設 ^{※2}		
下水道	管路	延長 3,438km	51 億円	123 億円
	処理場	施設 4 施設		
	ポンプ場	施設 49 施設		

※1 上水道は、新・水道事業中長期経営計画の計画期間（H27～36年度：10年間）における管路及び浄水場等の施設及び設備の計画的な更新に見込まれる年平均額

※2 H26年度末見込み値

1-2 基本方針

【基本方針】

○ メンテナンスサイクルに基づく計画的・効率的な維持管理・更新

定期的な点検・診断により、施設の状態を的確に把握し、必要な対策を講じ、記録を残すメンテナンスサイクルを構築する。

○ 既存施設の長寿命化

利用者や第三者への安全性を確保しつつ、ライフサイクルコストの最小化と事業費の平準化を考慮しながら、既存施設の長寿命化を図り、将来にわたり良好な状態で維持継承する。

○ 技術力の向上

インフラ資産の維持管理に関する本市職員の技術力向上に努める。

インフラ資産は、それぞれ設置された場所で効用を発揮することから、公共建築物等のように施設の集約化や統廃合を行うことが困難です。このため、既存のインフラ資産については、現状の機能を継続的に発揮させることを基本とします。

インフラ資産の管理にあたっては、施設の特性や利用状況、設置された場所の環境等により、劣化・損傷の進行度合いが著しく異なることから、点検により施設の状態を明確に見極め、効率的な維持管理を行います。また、インフラ資産の特性にあわせ、優先度の高い施設から計画的・効率的に維持管理・更新を行うため、点検・診断により施設の状態を的確に把握し、これらの結果や維持管理・更新などの維持管理記録を蓄積しつつ、劣化の進行度合いの把握・将来の劣化予測を行い、健全性が大きく損なわれる前の適切な時期に対策を講じるメンテナンスサイクルの構築が重要です。

各々のインフラ資産における機能低下時に生じる事象や、機能回復の速さなどの社会的影響度、及び、機能回復に必要とされる費用などを見極め、施設固有の特性に応じて「予防保全」、「事後保全」の手法を適切に使い分け、利用者や第3者への安全性の確保を念頭にライフサイクルコストの最小化と維持管理・更新に要する事業費の平準化を考慮した適正な維持管理により、既存施設の長寿命化を図ります。

また、点検や計画策定等に関する研修・講習等に積極的に参加し、これらの知見を深めること等により、インフラ資産の維持管理に関する職員の技術力向上に努めます。

1-3 計画のかたち、位置付け

本編は、財産経営推進計画基本方針編に基づいて、本市のインフラ資産全般のマネジメントの取り組みを進めるものとして、各施設の概要やこれまでの取り組み、今後の取り組みについての基本的な事項を定めたものです。

各インフラ資産はそれぞれ施設特性が多様であり、講じる対策もそれぞれ異なることから、その実行に当たっては資産別に個別計画を策定し、施設の長寿命化を図り、計画的・効率的な維持管理・更新に取り組みます（一部策定済み）。

- 道路施設維持管理計画（平成 27 年度～）
- 橋梁長寿命化修繕計画（平成 23 年度～）
- 予防保全型公園施設長寿命化計画（平成 26 年度～）
- 新・新潟市水道事業中長期経営計画（平成 27 年度～36 年度）
- 下水道中期ビジョン改訂版（平成 26 年度～30 年度）

※用語の定義

維持管理 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修・修繕等。

更新 老朽化に伴い機能が低下した施設等の取り替え。同程度の機能への再整備。

第2章 道路・橋りょう等

2-1 施設概要

2-1-1 施設数（数量、施設規模）

本市は、平成 17 年の広域合併により、市域が 726.1 km²へと拡大し、道路の延長は 6,815km（国道 115km、県道 539km、市道 6,161km）となり、これは政令市のなかで第 3 位の長さです。また、信濃川・阿賀野川の河口部の沖積平野にある本市には、中小河川や用水路が網目状に存在することから、橋りょうの数が 4,062 橋（橋長 2m 以上）と多く、トンネルは山地の多い西蒲区を中心に 14 箇所あります。さらに、道路に付属する大型標識・道路照明等も、道路延長に比例して多数設置されています。

表2 道路・橋りょう等の施設数(数量、施設規模)

路線数	延長 (km)	橋りょう (橋)	トンネル (箇所)	歩道橋 (橋)	大型標識 (基)	道路照明 (基)
国 道	4	115	124	12	3	222
県 道	65	539	381	1	9	682
市 道	18,242	6,161	3,557	1	10	420
合 計	18,311	6,815	4,062	14	22	8,149

平成25年度末

2-1-2 施設の経過年数

道路・橋りょうの多くは、昭和 30 年代の高度経済成長期の始まりを境に、集中的に整備されてきたため、今後、ほぼ同時期に老朽化が進行することが予測されます。橋りょうを例にとると、平成 25 年時点で建設後 50 年を超えるものは、14%強ですが、10 年後には約 35%、20 年後には約 55% に達します。

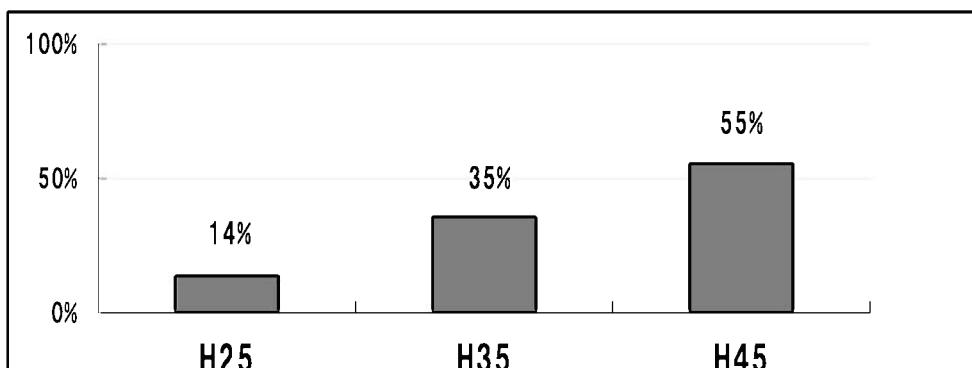


図-1 建設後 50 年を超える橋りょうの割合

2-2 これまでの取組み

2-2-1 現在の維持管理

国・県道・重要市道などの幹線道路は、道路パトロールにより異常の発見や予見を行ない、その結果必要に応じて補修工事を実施しています。生活道路については、住民や利用者からの情報提供に基づき、現地確認を踏まえて緊急性の高い箇所から補修工事を実施しています。また、幹線道路については、陥没の危険性を把握するため、路面下の空洞調査に着手しました。

橋りょうは、平成 22 年度に「橋梁長寿命化修繕計画」、平成 24 年度に「耐震補強計画」・「耐荷力補強計画」を策定し、5 年に 1 回の定期点検により損傷を的確に把握し、計画的な点検・補修に取り組んでいます。本市では利用頻度が少ない橋長 15m 以下の橋りょうについては、市独自の簡易的な点検を実施してきていますが、平成 26 年に改正された道路法施行規則により、橋長 2m 以上の橋りょう全てについて、5 年に 1 回の近接目視による定期点検が義務付けられたことを踏まえ、今後は、点検費用の大幅な増加が見込まれています。

トンネルは、平成 19 年より 5 年に 1 回の定期点検により損傷を把握し、計画的な補修を実施しています。道路法面は、道路防災点検の要対策箇所について、3 年に 1 回点検を行い、安全確保に努めています。

2-2-2 維持管理上の課題

橋りょうは、劣化損傷による崩落が生じた際の社会的な影響が大きいことから、予防保全により維持管理を行う必要があり、定期点検の実施と合わせて計画的な補修に取り組んでいます。今後、近接目視による定期点検の対象数が大幅に増加することから、点検の結果により補修の必要性が明らかとなる橋りょうの数も増大することが予測され、今後は財政制約のもと、点検結果を踏まえた優先順位の見極めを行うメンテナンスサイクルを構築し、適切に保全していくことが課題です。

舗装については、異常や劣化が顕著に現われている箇所について対症療法的な補修を行なう事後保全で対応するが多く、計画的な更新ができない状況です。しかしながら、道路陥没等の事象も発生していることから、幹線道路等での重大な事故等を発生させないためには、目に見えない地下の空洞等を把握し、対策を講じていくことも必要となります。

施設数の増加や施設の老朽化に伴い、維持補修や更新費用が増大することは確実であり、財政制約の下で必要な維持管理を行うために、点検結果や補修等に要する予算等のデータを蓄積し、維持管理水準を見極め、優先順位付けを行う等の維持管理計画を策定するとともに、必要な予算を計画的に確保していく必要があります。あわせて、最適な維持管理を行なうための組織体制や職員の研修等を充実していく必要があります。

2-3 今後の取組み

以上に述べた実態と課題を踏まえて、以下の方針に基づいて取り組みます。

実施方針	内 容
1. 点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none">・橋りょう、トンネル、重要な構造物の点検・診断については、国の点検要領に基づき5年に1回、定期点検を実施する。・上記以外の舗装や道路照明灯等については、緊急輸送道路上等の路線の重要度や施設の健全度等から、優先順位を決めて点検を実施する。・点検、診断を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検、診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させる。
2. 維持管理・更新の実施方針	<ul style="list-style-type: none">・各施設の役割、機能、利用状況を踏まえ、予防保全型と事後保全型の維持管理手法を使い分け、適切な維持管理を行うことにより補修に要する費用の削減と事業費の平準化を図る。・維持管理・更新等の履歴を集積、蓄積し、今後の老朽化対策に活かす。・橋りょうについては、点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ平成22年度に策定した維持管理計画（橋梁長寿命化修繕計画等）に基づく取り組みを継続する。・橋りょう以外の道路施設については、点検結果に基づき、計画的に修繕・更新を実施する。
3. 安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none">・日常的な道路パトロールによる状況把握の他、概ね5年に1度の定期的な点検により施設の状態を把握する。・点検等により、早急に対策が必要な施設については、遅滞なく応急対応を行う。

4. 耐震化の実施方針	・橋りょうについては、平成24年度に策定した「耐震補強計画」に基づき、緊急輸送道路上の橋梁について優先的に対策を進める。
5. 長寿命化の実施方針	・維持管理計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施し、長寿命化及びトータルコストの縮減・平準化を図る。
6. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・橋りょう点検等に関する研修・講習を通じ、インフラ資産マネジメントに関わる職員の技術力の維持・向上に努める。

第3章 公園

3-1 施設概要

3-1-1 施設数（数量、施設規模）

本市が管理する公園面積は、平成 17 年の市町村合併により 821ha となり、都市公園面積では政令市の中で 12 番目となります。

表－3 公園の施設数(数量、施設規模)

種 別	公園数	公園面積(ha)
都市公園 ^{※1}	1,348	675
都市公園以外の公園 ^{※2}	217	146
合 計	1,565	821

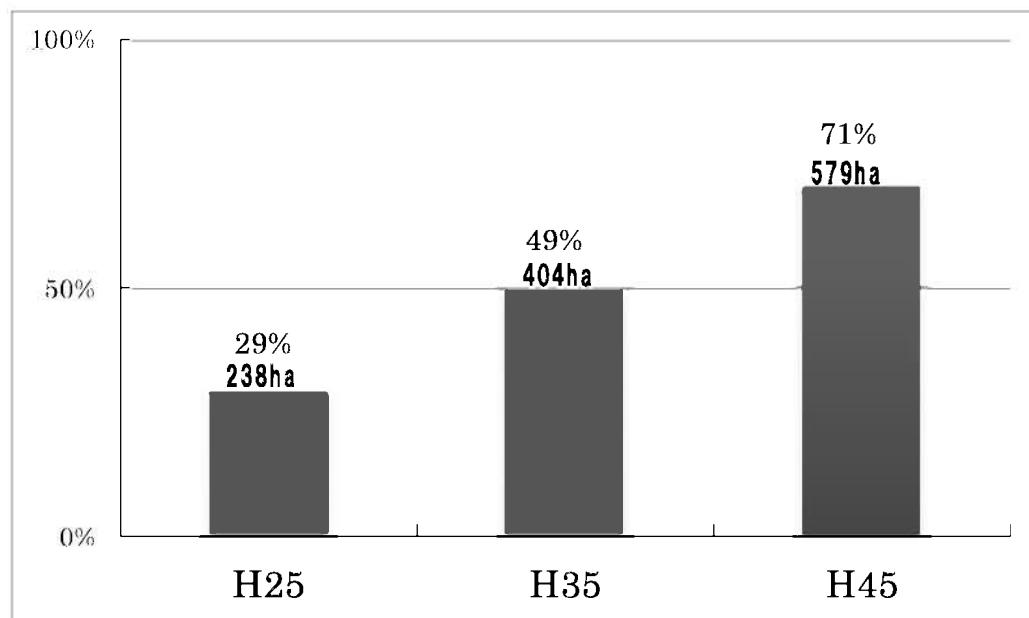
平成25年度末

※1 都市公園とは、都市公園法に基づき、設置・管理する公園

※2 都市公園以外の公園とは、借地公園、条例に基づく公園など

3-1-2 施設の経過年数

供用開始から 30 年以上経過する公園面積は、平成 25 年度末で全公園面積の約 29% であり、10 年後には約 49%、20 年後には約 71% に達する見込みです。



図－2 供用開始から 30 年以上経過する公園の割合

3-2 これまでの取組み

3-2-1 現在の維持管理

公園の維持管理は、新潟市公園パトロール実施要領に基づき、定期的なパトロールを実施し、不具合を発見した箇所を修繕し、さらに健全度調査などで改善が必要と判断された施設を更新するとともに、バリアフリー化が可能な施設については併せて改修を図り、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりに努めています。

また、今後、増加する公園施設の老朽化に備え、計画的かつ効率的な維持管理計画を行うため、公園利用者の安全確保を最優先に投資費用を抑えつつ、定期的な修繕などを行い、施設を長持ちさせた上で更新することを目的とした予防保全型施設（対象施設：遊具、建築物、土木構造物など）の長寿命化計画の策定を平成22年度から着手し、平成26年度に完了します。

3-2-2 維持管理上の課題

公園は小規模で多様な施設から成り立っており、公園に求められる機能・役割によって、公園施設の内容は異なり、施設更新の際にも時代の流れとともに整備内容が変化していく点で、道路や上下水道施設などのインフラ施設とは異なる性格を持っています。

公園施設のうち、建築物や土木構造物については、他のインフラ資産と同様に耐用年数が長いことから、計画的かつ効率的な維持管理を実施することによって、維持管理費の低減を図ることが可能ですが、公園内に占める施設数が多い遊具は、標準使用期間が短いことから、修繕などを施し長寿命化を図るより、更新する方が経済的な場合もあります。

そのため、遊具は単なる現状維持や長寿命化だけではなく、施設配置の適正化を進め、最適な維持管理手法を検討していく必要があります。

また、植栽などの植物については、施設の機能保全やコスト縮減の視点ではなく、植物が健全に生育するための維持、保全という長期的な視点での管理計画の作成が必要のほか、他の公園施設とは異なる専門的技能が不可欠であることから、職員の技術力の向上に努める必要があります。

3-3 今後の取組み

実施方針	内 容
1. 点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市公園パトロール実施要領に基づき、定期的な点検、診断を実施し、施設の状態を正確に把握することに努める。 ・点検、診断を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次回の点検、診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させる。
2. 維持管理・更新の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保を最優先に維持管理費用を抑えつつ、可能な限り施設を長持ちさせることを目的とした長寿命化計画に基づき、計画的かつ効率的な維持管理を図る。
3. 安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な安全対策を施すとともにバリアフリー化を進め、安全安心な公園づくりを推進する。 ・早急な安全対策が困難な場合については、使用禁止を施すなどの措置を取り、安全確保に努める。
4. 耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、施設更新の際は耐震施設とする。 ・公園内の橋りょうなど耐用年数が長期となる施設で、耐震化が未実施の施設については、耐震化対策を検討する。
5. 長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ資産に関する共通事項である基本的な考え方に基づき、予防保全型公園施設長寿命化計画を策定し、安全安心な公園づくりを推進する。
6. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ・点検等に関する研修・講習を通じ、インフラ資産マネジメントに関わる職員の技術力の維持・向上に努める。 ・経営的視点で公園を利活用する仕組みの検討や、指定管理者制度などの民間活用について併せて検討する。

第4章 上水道

4-1 施設概要

4-1-1 施設数（数量、施設規模）

平成17年の市町村合併に伴う施設の増加を受け、浄配水場の統廃合計画に基づき、13浄水場を6浄水場に、17配水場を13配水場に統廃合するとともに、存続する浄配水施設についてもダウンサイジング^{※1}を行い、施設規模の適正化に努めています。

また、導水管・送水管・配水管を合わせた管路の総延長は4,241kmであり、これは政令市（千葉市・相模原市を除く）の中で10番目の長さです。

※1 ものごとの規模を小さくすること。ここでは、水需要減少や広域化などに伴い、施設更新等の際に施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。

表4 上水道の施設数(数量、施設規模)

種別	数量・規模	備考(H17合併時)
浄配水施設	施設能力 44万m ³ /日 ^{※2}	56.7万m ³ /日
	浄水場施設数 6施設 ^{※2}	13施設
	配水場施設数 13施設	17施設
管路施設	総延長 4,241km	

平成25年度末現在(※2は平成26年度末見込)

4-1-2 施設の経過年数

本市の上水道施設は、高度経済成長期に集中的に建設されてきたため、主要な電気・機械設備が、今後、順次更新時期を迎えます。

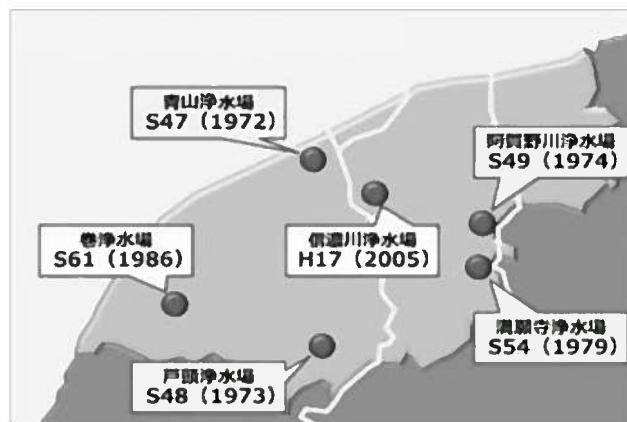


図-3 浄水場の建設年度

管路施設は、新潟地震以降に布設されたものが多くを占め、今後、順次更新時期を迎えるため、増大する更新需要への対応が課題となります。

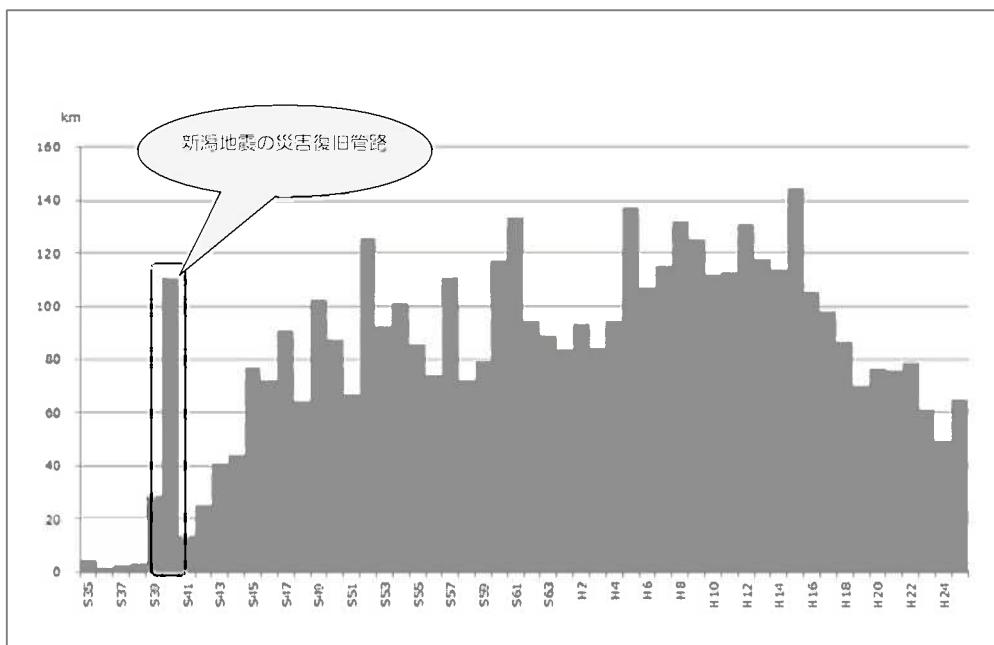


図-4 年度別管路布設延長

4-2 これまでの取組み

4-2-1 現在の維持管理

新潟市水道事業中長期経営計画〔平成19年度～26年度〕（以下「現マスター プラン」という）では、合併により引き継いだ浄配水場の統廃合を進めるとともに、水道施設の統一的な機能強化を図りました。

<浄配水施設>

現マスター プランのとおり、平成26年度末までには浄水場を6箇所に統廃合し、施設能力についても44万m³/日に縮小します。

各設備機器については、規模や運転状況などを考慮した定期的な点検整備による予防保全を行い、長寿命化に努めています。

<管路施設>

現マスター プランにおける「浄水場等統廃合のための広域系統連絡管整備」及び、合併により引き継いだ「石綿セメント管の更新」については、計画どおり進捗しており、平成26年度末に完了します。

地中に埋設されている管路は、目視による点検が困難なため、埋設環境、布設年度、管種などのデータを基に更新の優先度を決め、効率的に取り組んでいます。また、更新にあたっては、すべて耐震管※3を採用することにより、地震に強い強靭な水道管網の構築を進めています。

※3 耐震管：①耐震継手のダクタイル鉄管、②溶接接合の鋼管、③融着継手の水道配水用ポリエチレン管をいう。

4-2-2 維持管理上の課題

<浄配水施設>

水需要の長期的な減少が見込まれており、将来における水需要を踏まえた施設規模の適正化が必要です。現在の水需要に対応できる能力を確保しながら進めなければならず、いつ、どの段階で、どのように縮小するかが課題となります。

<管路施設>

今後は、老朽管が多く埋設されている市街地での工事が多くなるため、他事業占用者との調整や様々な施工条件により、計画通りに遂行できない場合が想定されます。

4-3 今後の取組み

新・新潟市水道事業中長期経営計画〔平成 27 年度～36 年度〕（以下「新マスタープラン」という）では、重点施策を施設の統廃合から経年施設の更新へシフトします。

施設更新にあたっては、平成 21 年度からのアセットマネジメントの取り組みのなかで定めた独自の更新周期を基に事業量の平準化を図りながら、整備目標を定め計画的に実施します。

<浄配水施設>

将来の水需要の減少を見据え、更新時点の安定給水を確保しながら全体の施設能力を 44 万 m^3 /日から 37 万 m^3 /日へ縮小し、施設の効率的な運用を図ります。（図-5）

設備保全活動から得た技術的知見に基づき、電気・機械設備の更新周期を定め、関連設備との調整を図りながら計画的な更新を行います。

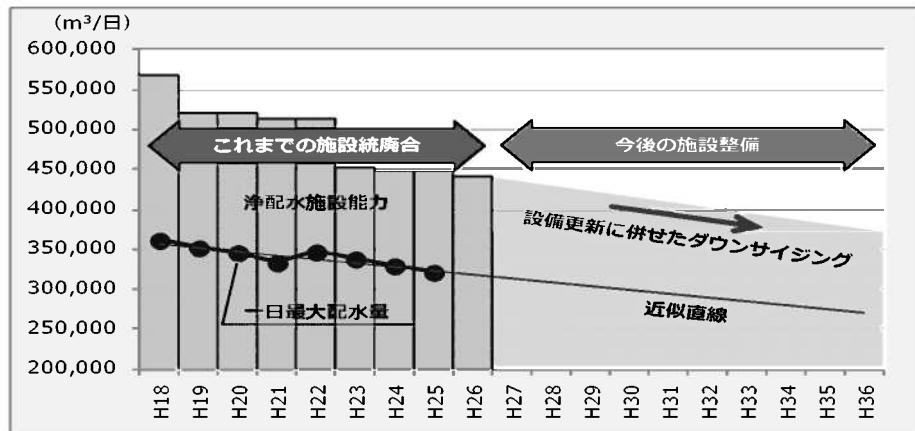


図-5 水需要と浄配水施設能力の推移

水需要予測を基に更新対象設備のダウンサイ징を行い、経費の抑制を行います。

<管路施設>

長期的な視点から事業費の平準化を図り、継続的に更新を進めます。（図-6）

更新ピークの前倒しを見据え、当面は、更新周期を既に超過している積み残し分の解消を積極的に進めます。また、基幹管路（導水管、送水管、配水幹線）、漏水が懸念される配水支管の更新を重点的に進めます。

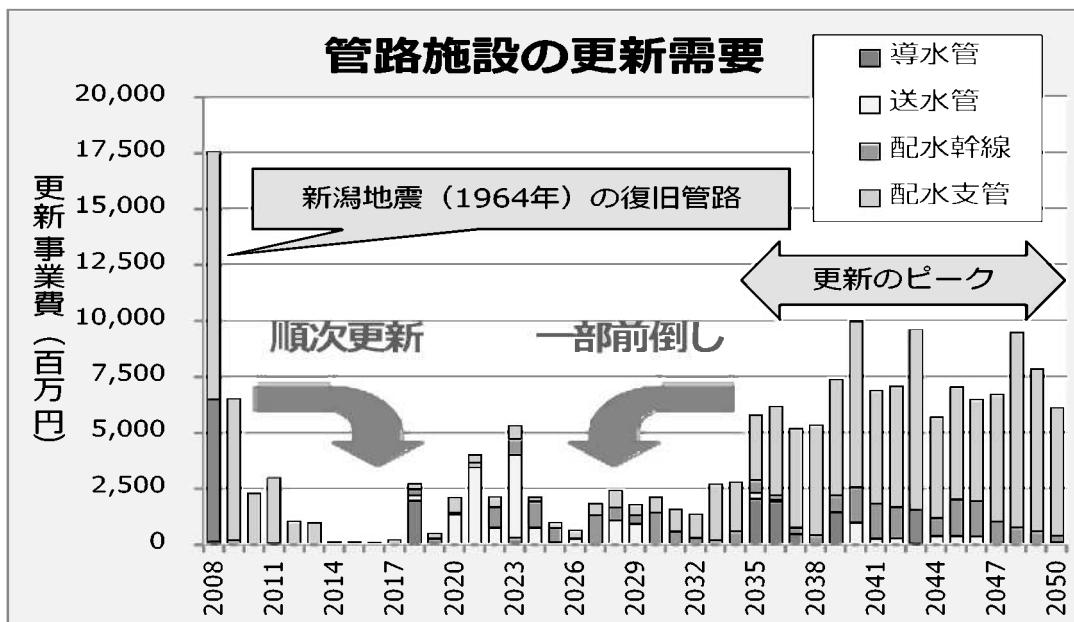


図-6 管路施設の更新需要

アセットマネジメント手法を取り入れ、更新周期を設定し、長期的な更新費用を把握した上で計画的な更新を行います。

以上を踏まえ、以下の方針に基づいて取組みます。

実施方針	内 容
1. 点検・診断等の実施方針	<p>＜浄配水施設＞</p> <ul style="list-style-type: none">施設及び電気・機械設備の管理は、予防保全に主眼を置き、毎日点検、週点検、隔週点検、月点検、年次点検に区分し、計画的に実施する。 <p>＜管路施設＞</p> <ul style="list-style-type: none">埋設管路は、目視による点検が困難なため、調査対象地域を選定し、面的に漏水調査を実施する。水管橋は、目視による定期点検とその結果に基づく定量的評価を行い維持管理する。
2. 維持管理・更新の実施方針	<p>＜浄配水施設＞</p> <ul style="list-style-type: none">日常の点検・補修のほか、機器毎に定めたメンテナンスサイクルに基づく分解整備や更新周期※4に基づく取替えを計画的に進める。 <p>＜管路施設＞</p> <ul style="list-style-type: none">管路施設の経済的な管理を進めるため、管種、埋設環境、技術的知見などを踏まえ、実態に即した独自の更新周期※4を定め、計画的に更新を行う。更新の際には、管口径の縮小を検討するとともに、長期的な更新需要見通しを踏まえながら、費用の平準化を図る。
3. 安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none">資産管理における基本的考え方として示される各方針に則り、維持管理を確実に実施することにより、結果として安全な水道水の安定供給を確保する。
4. 耐震化の実施方針	<p>＜浄配水施設＞</p> <ul style="list-style-type: none">新マスタープランに基づき、平成27年度からの10年間で全ての建築物、土木構造物の耐震補強を実施する。 <p>＜管路施設＞</p> <ul style="list-style-type: none">事故・災害時に影響の大きい基幹管路の更新に最優先で取り組むほか、重要施設向け配水管の耐震化や小ブロック化も継続して進める。配水支管は老朽管路の計画的更新に併せて耐震管への入替えを進める。

5. 長寿命化の実施方針	<p>＜浄配水施設＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミクロマネジメント※5を適切に実施することにより、保全コストや機器等の劣化の低減を図る。 <p>＜管路施設＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設・更新時には、ポリスリーブ※6を装着し、実質耐用年数100年の管路整備を進める。 <p>※5：アセットマネジメント（資産管理）の構成要素の一つ、ここでは、個別施設ごとの日常的な維持管理・診断評価などのこと</p> <p>※6：埋設土壤や地下水を起因とする腐食から、鉄管などを防護するために用いるポリエチレン製の部品</p>
6. 統合や廃止の推進方針	<p>＜浄配水施設＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄水場の統廃合が完了したため、今後は老朽化施設や設備の更新を行う。 ・将来の水需用の減少を見据え、安定給水を確保しながら全体の施設能力の縮小を進め、施設の効率的な運用を図る。
7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化・高度化する水道の課題に的確に対処できるよう、「新潟市水道局職員研修基本計画」に基づき、外部研修の他、内部研修の充実により職員の育成を図る。

※4：更新周期

【浄配水施設】

点検結果や補修実績、定期的な機器の分野整備を踏まえ、技術的知見に基づく現実的な周期を設定。

主要施設・設備	法定耐用年数	更新周期
コンクリート構造物	60年	100年以上
構築物の内面防食	—	30年
受変電設備	20年	35年
電力設備	20年	35年
自家発設備	15年	35年
配水・送水ポンプ設備	15年	35年
消毒設備	10年	30年
薬品注入設備	15年	30年
沈殿池電気設備	20年	35年
沈殿池機械設備	17年	40年
ろ過池電気設備	20年	30年
ろ過池機械設備	17年	35年
監視制御設備	10年	23年
水質計器	10年	20年

【管路施設】

蓄積してきた維持管理情報、近年の管材料の耐久性向上、管路の重要度により設定。

$$\text{更新周期} = \text{基本耐用寿命} \times \text{重要度係数}$$

◆ 基本耐用寿命：維持管理情報を基に管種毎に設定した使用年数

基本耐用寿命	管種
40年	CIP、SP（ネジ）、SP（溶接生地）
50年	DIP（薄肉壁土壤）、SP（φ600mm以下）
60年	DIP、VP、HIVP
80年	SP（φ700mm以上）、PE
100年	DIP（ポリエチレンスリーブ接合）、HPPE、SUS

◆ 重要度係数：管路の機能と能力をリスク算定により評価した係数

重要度	導水管	送水管	配水幹線	配水支管	係数
A	10万m/d以下				0.85
B	3～10万m/d	φ700以上			0.90
C	2～3万m/d	φ500～600			0.95
D	1～2万m/d	φ400			1.00
E				φ200以上	1.05
F				φ100～150	1.10
G				φ50～75	1.15

第5章 下水道

5-1 施設概要

5-1-1 施設数（数量、施設規模）

本市は、古くから市街地を形成していた船見処理区で、昭和 27 年に合流式として下水道事業に着手し、その後、昭和 39 年の新潟地震により下水処理場や管路施設が壊滅的な被害を受けたことから、これらの施設の復旧を進め、昭和 46 年に当処理区の整備を完了しました。その後、宅地化の進行に伴い、中部処理区で合流式による下水道の整備を進め、昭和 55 年に本市で管理する最大規模の中部下水処理場を供用しました。

平成 13 年に黒埼町、17 年にその他 13 市町村と広域合併を行い、現在では、市が管理する下水処理場を有する船見、中部、白根、島見の 4 処理区、県が管理する下水処理場を有する東部、新津、北部、西部の 4 処理区の合計 8 処理区で下水道を供用しています。

管渠の総延長は、合流式管渠、分流式の汚水管渠及び雨水管渠をあわせ、平成 25 年度末で 3,438km となっており、これは政令市の中で 13 番目に多い状況です。また、ポンプ場数は、合流式ポンプ場が 15 施設、分流式雨水ポンプ場が 15 施設、分流式污水ポンプ場が 19 施設の合計 49 施設となっており、これらにより、公共用水域の水質保全及び衛生的で快適な市民生活の確保を図るとともに、降雨による浸水被害の軽減を図っています。

表-4 下水道の施設数(数量、施設規模)

種別	数量・規模	備考
管渠(総延長)	3,438km	普及率 82.8%
下水処理場	4 施設	
ポンプ場	49 施設	
平成 25 年度末		

5-1-2 施設の経過年数

昭和 27 年の下水道事業の着手から 60 年以上経過しており、標準的な耐用年数の 50 年を経過した管渠は、平成 25 年度末で 32km に及んでいます。

昭和 50 年代の中頃からは、中部処理区などの宅地化の進行に伴い、管渠の整備を推進してきました。今後は、老朽化した管渠の急激な増加が見込まれています。

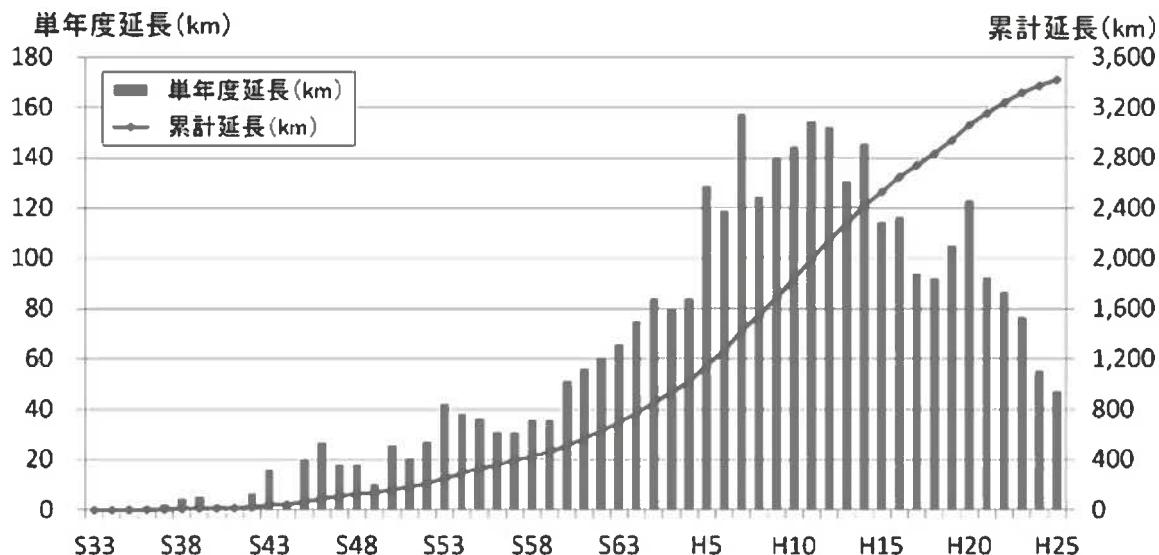


図-7 下水道管渠の年度別整備延長(H25 年度末まで)

5-2 これまでの取組み

5-2-1 現在の維持管理

管渠については、管内の清掃作業や、パトロールあるいは住民からの道路陥没等の通報により確認できた劣化や損傷の不具合に対して、修繕、改築の対策を行っており、事後保全型の維持管理が主体となっていました。

これからの中長期的な維持管理においては、下水道機能の停止や道路陥没などに伴う二次災害を未然に防止するため、計画的な点検・調査・診断により劣化・損傷状況を把握し、健全性が大きく損なわれる前に必要な対策を行い、機能を回復させる予防保全の手法を取り入れることが重要となっています。

平成 25 年度からは、老朽化した管渠が多い船見処理区などで計画的に調査・診断を行い、この結果に基づき、更生工法などによる改築や修繕を行っています。

現在、老朽化により不具合箇所が多くなる 50 年以上経過したコンクリート製管渠や緊急輸送道路などに埋設されている重要な管渠を中心に、事後保全による対策とあわせ、予防保全の取り組みを強化しています。また、予防保全による維持管理を効率的に実施するため、中長期的な調査計画を策定するための基礎データの作成を進めています。

処理場・ポンプ場の機械設備、電気設備については、日常点検、定期点検により異常の有無を確認し、必要に応じて詳細調査を行い、修繕工事を行っています。

平成25年度からは、管渠、処理場、ポンプ場の各施設について、緊急的な対策が必要な場合を除き、施設の供用年数や目視調査の結果及び維持管理履歴、施設の詳細調査の結果から、各施設の健全度を判定し、改築が必要な施設を対象に下水道長寿命化計画を策定し、計画的に改築を進めています。

5-2-2 維持管理上の課題

下水道は、日常的な社会活動に不可欠であるとともに使用者が多いことから、老朽化や損傷などによる施設の不具合により機能が停止した場合、社会的な影響が極めて大きなものとなります。また、管渠の劣化・損傷により管周辺の土砂を管内に引き込むことで、道路陥没を誘発することから、予防保全の手法による維持管理を進めていくことが重要となっています。

維持管理のうち、改築に係る財源については、市町村合併に伴う交付金措置の特例が終了し、国費が充当できる施設の範囲が大幅に縮減することから、今後は、効率的な点検・調査・診断を行い、対策の緊急度が高い施設を把握するなか、的確に優先度を定め、事業費の平準化を図りながら、改築を進める必要があります。

管渠については、築造年・管種や設置されている環境により、劣化や損傷の不具合の状況が異なることから、重度な不具合が生じている区域・路線を特定する「スクリーニング調査」の結果をもとに、不具合の発生リスクを考慮した調査・診断計画を策定し、この結果をもとに優先度を定め、ライフサイクルコスト等を踏まえ長寿命化計画を策定し、改築を進めていくことが必要不可欠となっています。

また、ポンプ場については、更新に伴う建て替用地の確保が大きな課題となっています。

5-3 今後の取組み

実施方針	内 容
1. 点検・調査・診断等の実施方針	<p><管路></p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用年数や陥没履歴・修繕履歴及び、老朽化などにより重度な不具合が生じている区域・路線を特定する「スクリーニング調査」の結果を踏まえ、優先度が高いと判断される施設より目視やTVカメラによる調査や診断を実施し、健全度を判定する。 <p><処理場・ポンプ場></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとに定める頻度で定期点検を行い、施設状況や経過年数を踏まえ、優先度を定め、調査・診断により健全度を判定する。
2. 施設管理・更新の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度までに下水道施設全体のストックマネジメントを策定し、事業の平準化を考慮した計画的かつ効果的な維持管理を行う。 <p><管路></p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先度が高い区域、路線より、目視やTVカメラによる調査・健全度判定を実施し、ライフサイクルコスト等を踏まえ下水道長寿命化計画を策定し、改築を行う。不具合が限定的な場合などについては、修繕を行う。 <p><処理場・ポンプ場></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械・電気設備の設置年や点検・修繕履歴などから優先度の高いものより、調査及び健全度判定を実施し、ライフサイクルコスト等を踏まえ長寿命化計画を策定し、改築を行う。不具合が軽微である場合などについては、修繕を行う。
3. 安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な維持管理により改築、修繕を行い、下水道機能を保持する。 ・地震対策を進め、地震時の下水道機能を確保するとともに下水道施設の不具合に伴う二次災害の防止を図る。

	<p><管路></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度に見直しを行った、総合地震計画に基づき、防災拠点より排水を受ける管路や、緊急輸送道路下などに埋設されている防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図る。 <p><処理場・ポンプ場></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人が常駐する処理場の管理棟や建築施設の一部などで耐震化を実施している。補強により施設全体の耐震化が可能な施設を中心的に耐震化を図る。 ・基礎構造で耐震性や液状化に対する安定性が確保されていない施設については、現状では、これらの対策が技術的に難しい状況にあるため、改築更新に合わせて施設全体の耐震化を図る。
4. 耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・診断による健全度の判定結果及び、管渠が布設されている道路の規格など施設の設置されている環境条件を踏まえ、優先度の高い施設より下水道長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストの最小化や事業費の平準化等を考慮しながら改築を進める。 ・平成 30 年度までに下水道施設全体のストックマネジメントの策定を行い、より効率的かつ効果的な対策を実施する。
5. 長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の人団動向などを考慮し、適切な規模での施設計画を策定するなかで、農業集落排水の公共下水道への接続など、施設の統合や廃止について検討する。
6. 統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な事業の推進のため、新規建設から維持管理へのシフトを踏まえ、平成 27 年度に下水道部の組織改正を行う。 ・各種研修・講習会を通じ、インフラ資産マネジメントにかかる職員の技術力の維持・向上に努める。 ・施設の特性を踏まえながら、PFI や PPP 等による民間活力の導入を検討する。
7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	

第6章 農業施設

6-1 施設概要

6-1-1 施設数（数量、施設規模）

本市の農地は水田が 28,500ha、畑が 4,740ha で市域の 6 割以上を占めています。

平野部では海平面以下のいわゆるゼロメートル地帯に属する農地が多いことから、農業用排水機場は昼夜を問わず稼働しています。市内には新潟市が管理する排水機場をはじめ、新潟県管理の排水機場及び土地改良区等が管理する排水機場があります。

新潟市が管理している排水機場は 17 機場ですが、そのうちの国営事業で造成された 7 排水機場は、農林水産省から管理委託を受けているものです。残りの 10 機場は県営事業で造成された施設で、新潟県から県条例により新潟市に譲与を受けています。

農地の道路は既に市道編入されている道路を除くと、市が所有し管理している農道と土地改良区又は、地元集落が管理している農道とに分けられます。

表-5 農業施設(数量、施設規模)

施設	数量・規模
排水機場	10施設
農道	281路線，延長 210km
農道橋	20橋

平成25年度末

6-1-2 施設の経過年数

<排水機場>

本市の水田は地図にない湖とよばれ、稲作には適さないものでした。乾田化のため、昭和 23 年に栗ノ木排水機場が竣工して以降、多くの排水機場が建設されています。

新潟市が管理する 10 か所の排水機場のうち濁川排水機場の旧棟は供用開始後 50 年が経過しています。また、葛塚・須戸・南浜・両村団の 4 排水機場は供用開始後、概ね 30 年となりました。

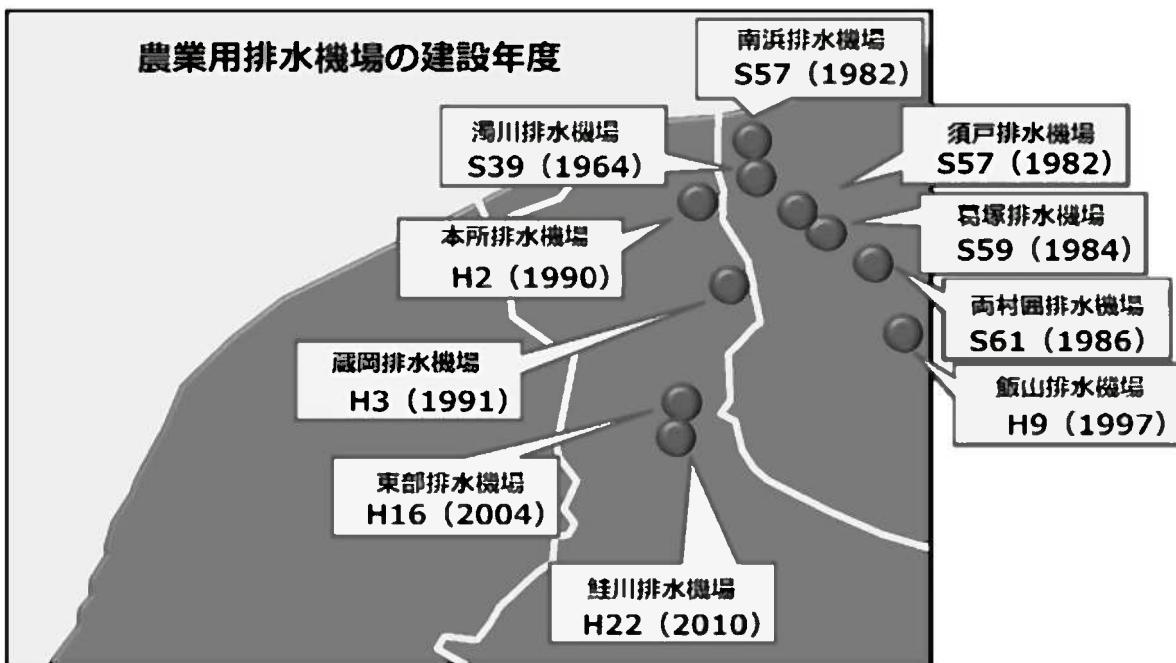


図-8 本市が管理する排水機場の建設の推移

<農道・農道橋>

農道橋の調査によると竣工時期が不明な橋梁もありますが、昭和 53 年から平成 18 年の農道築造時に建設されています。

6-2 これまでの取組み

6-2-1 現在の維持管理

<排水機場>

排水機場は県営事業により造成され、その後新潟県から移譲されていますが、「新潟県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」により機能診断・保全計画とも県が行います。また、保全計画に基づく対策工事も県営基幹水利ストックマネジメント事業により県が実施します。新潟市は費用の一部を負担します。

新潟市は排水機場の運転と日常管理を土地改良区へ委託しています。日常点検等で不具合が見つかった場合は、早急に対処します。

用排水機場の主要施設である排水ポンプの標準耐用年数は 20 年とされていますが、既に耐用年数を越えつつも部品交換等により維持しているのが現状です。

<農道・農道橋>

土地改良区や耕作者からの情報提供に基づき、現地確認を踏まえて緊急性を検討し、補修工事を実施しています。また、除草は年に 1 ~ 2 回行います。

6-2-2 維持管理上の課題

<排水機場>

新潟県が平成26年度に改定する保全計画に基づいて、予防に重点をおいた維持管理をすすめていきます。これまで以上に新潟県及び土地改良区と維持管理に関する情報共有を進めることができる管理体制を構築する必要があります。

<農道・農道橋>

農道には幹線道路の渋滞を避けて一般車が流入してきます。そのような区間は想定以上の車両の通過により農道の損傷が発生しているのが実態です。

6-3 今後の取組み

<排水機場の取組方針>

実施方針	内 容
1. 点検・診断等の実施方針	H26年度の県がおこなった機能診断による。 また、ポンプ・電気工作物は法令に基づき定期点検を行う。
2. 維持管理・更新の実施方針	県の機能保全計画による
3. 安全確保の実施方針	管理委託先の土地改良区の日常点検による。安全性に問題が生じている箇所は早急に対処する。
4. 耐震化の実施方針	県の更新事業実施の際に耐震化をおこなう
5. 長寿命化の実施方針	機能保全計画に基づき計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するため、必要な予算の安定的な確保に努める。
6. 体制の構築方針	市・県・土地改良区による連絡を密にする。

<農道・農道橋>

第2章の道路・橋りょう編に準じた取組みを行います。

新潟市財産経営推進計画

インフラ資産マネジメント編

発 行 平成27年 月

編 集 新潟市財産経営推進本部

事務局 新潟市 土木部 土木総務課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電 話 : 025-226-3006 FAX : 025-222-7324

E-mail : somu.pw@city.niigata.lg.jp

HP : <http://www.city.niigata.lg.jp/>